

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成 19 年 7 月 2 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 1 5 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、高橋副委員長、鈴木・菊地・佐藤・佐々木・ 横田 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

会議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任いたしました前田でございます。もとより微力ではございますが、副委員長はじめ委員各位並びに理事者各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には高橋委員が就任いたしましたので、御報告いたします。

人事異動後初の委員会でございますので、各部局ごとに理事者の御紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

委員長

それでは、ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木委員、横田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「新しい小樽市総合計画策定のための基本方針について」

(総務) 企画政策室笠原主幹

平成 9 年度に策定いたしまして、平成 10 年度からスタートいたしました現在の総合計画「市民と歩む 21 世紀プラン」が今年度で基本計画期間が終了いたします。今般、新しい総合計画の策定に向け、基本的な考え方でありまして新しい総合計画策定のための基本方針を定めましたので、報告いたします。

資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、「1 策定の趣旨」についてですけれども、現在の日本は少子高齢化や人口減少、グローバル化、国・地方ともに財政が悪化するなど、目まぐるしい変化の時代を迎えております。この変動期にありまして本市もこの影響を受けており、中でも財政状況は非常に厳しい状況に陥っております。現在の計画につきましては、第 3 次実施計画の点検中でございますけれども、人口の推移をみると、目標の数値 16 万人と大きな開きが生じております。こうした状況を踏まえ、国や道の動向との整合性に配慮し、平成 20 年度以降の小樽市の将来都市像を明らかにし、長期的視野に立った指針を示す総合計画を策定いたします。策定期間につきましては本年度に着手し、平成 20 年度中をめどに完了する予定としております。

「2 策定上の基本理念と目標」についてですが、新たな計画は地方財政改革や地方分権などによる社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できることが必要でありますし、また、市民と行政が一体となって活力ある地域社会の実現に寄与する計画を目指すこととし、市民とともに作り上げていくという視点で進めてまいります。

「3 策定上の留意事項」についてですけれども、(1) から (7) まで記載してございますが、それぞれの事項に留意して策定してまいります。

「4 計画の名称」についてですけれども、検討過程におきまして、市民の意向を考慮しながら決定することとしてございます。

「5 計画の構成等」についてですが、前計画と同様に「基本構想」「基本計画」「実施計画」の 3 層構造を前提といたしますが、新たな機能として評価基準となる成果指標を示すこととします。「実施計画」につきましては、庁内の各種個別計画との役割分担を整理し、必要性の検討などを行い、再構築を図るものいたします。

「6 人口の推計」についてですが、21 世紀プランでは最大限増加に努めるとし、目標人口を設定しておりましたが、新たな計画におきましては将来推計人口を設定し、庁内の各種計画との整合性についても検証することとしております。

「7 施策の体系及び内容」についてですが、21 世紀プランには、はぐくみ（教育文化）、ふれあい（市民福祉）など五つの大綱がございます。新たな計画の中では、今後、市民意向や策定議論の中で検討するという考えでございませう。

「8 策定のための体制」についてですが、別紙一番後ろのペーパーになりますが、- 1、総合計画策定体制をごらんいただきたいと思ひます。

市長を中心としまして、左に総合計画審議会、右に市議会がございませう。市長の下には市長、副市長、部長職で構成する策定会議を設置いたしませう。また、庁内の補助組織である検討委員会、幹事会など、こちらの方で素案をまとめ、策定会議で庁内意見の取りまとめを行いたいと思ひてございませう。

総合計画審議会は、市長から原案の諮問を受け、その諮問に基づき審議をしていただき、市長に答申していただく。また、必要に応じて分科会を設けて議論していただきます。市議会には基本構想、基本計画をそれぞれ提出させていただきます、議論をいただくと、こういうことになリませう。

中段左に市民参加と書いてございませうが、記載のとおり市民意向調査などを行ひまして、その内容について基本構想、基本計画に反映させていきたくと思ひてございませう。

資料の 2 ページに戻リませう。

総合計画審議会の委員構成についてですが、小樽市総合計画審議会条例第 2 条第 1 項で、委員の数は 30 名以内と定められておりませう。その委員につきましては、（1）市議会議員、（2）民間諸団体の代表者、（3）学識経験者、（4）関係行政機関の職員、（5）その他市長が必要と認める者とされてございませう。このうち市議会議員につきましては、既に議会の方に 5 名の推薦をお願いしておりませう。残り 25 名の委員につきましては、公募の方を含め、この（2）から（5）の中で構成いたしませう。

「9 総合計画策定スケジュール」についてですが、別紙 - 2 をごらんいただきたいと思ひます。平成 19 年 8 月から平成 20 年 12 月までの予定を表しておりませうが、左に基本構想のスケジュール、真ん中に基本計画のスケジュール、右に実施計画の策定に向けたおおよその時期を記載してございませう。基本構想につきましては、平成 20 年の第 2 回定例会、基本計画については平成 20 年の第 4 回定例会にお示しする予定で作業を進めたいというふうに入ひてございませう。

3 ページに戻って、「10 基礎的な調査研究等」、「11 市民参加の手法」、「12 職員参加の手法」、「13 地域外参加の手法」、「14 情報提供（開示）」と書いてございませうが、これらにつきましては、いずれもここに記載のとおり、この内容で進めてまいりたいというふうに入ひてございませう。

委員長

『「小樽市条件付き一般競争入札」制度の導入について』

（財政）契約管財課長

本年 6 月 1 日より、市の入札制度として条件付き一般競争入札を導入いたしましたので、各委員には既に説明をさせていただきます。改めて報告させていただきます。

今回導入いたしましたのは、地方自治法の規定に基づく一般競争入札方式でありませうが、その中でも地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地を、「小樽市内にあること」との地域要件を定めたことから、条件付き一般競争入札という名称にしたものでございませう。

この一般競争入札につきましては、全国各地で発生いたしました談合事件を受け、総務省や国土交通省、全国知事会より、市町村にも一般競争入札を導入するよう指導や要請があり、全国の自治体で導入が進められておりませうが、この方式の特徴としては、発注者は入札の実施に当たり入札参加資格要件を示すだけとなり、この入札資格参加要件に該当する入札参加希望者はだれでも入札に参加できることから、受注意欲のある入札参加者による競争が期待され、かつ発注者による指名という行為がなくなることから、入札制の客観性が高まり、公正さ

や透明性、競争性のより一層の向上に効果があるものと考えております。

このたびの条件付き一般競争入札の導入に伴い、小樽市条件付き一般競争入札実施要綱を制定し、その入札手続について定めましたので、その概要につきまして、資料の 1 ページにより説明いたします。

まず、この条件付き一般競争入札の対象となる工事は、予定価格が130万円を超えるものとしたしました。

次に、入札参加資格につきましては、小樽市の入札参加資格者名簿に登録している者で、市内に本社を有することとの地域要件を設けたほか、入札に参加できる者の具体的な要件につきましては、当該入札工事の業種に係る総合審査評点が何点から何点までの範囲にある者として具体的に示すことといたしております。

また、ケースによっては格付等級の特定のクラスを指示する場合も想定しており、今後、発注工事の内容や規模、施工条件などを考慮しながら、発注工事ごとに建設工事委員会で決定することとしております。

次に、入札の方法につきましては、これまでの公募型指名競争入札と同様、郵便入札方式といたしました。また、開札の方法につきましては、開札の立会いは入札事務に関係のない市職員を充てることといたしましたが、入札の公正さや透明性の確保の観点から、入札参加者等の傍聴希望者の傍聴は可能である旨を明確にいたしました。

次に、落札者の決定についてであります。開札において、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を最低価格入札者と呼びますが、まずこの者を決定し、その最低価格入札者についてのみ、当該工事の公告において指定した入札参加資格の確認を行い、資格があると認められた場合に落札者と決定いたします。この最低価格入札者に入札参加資格がない場合には、次の最低価格入札者について入札参加資格を確認することとします。

そのほか予定価格につきましては、郵便入札によるため、公告において事前公表としたほか、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度につきましては、原則適用することといたしました。

入札制度の概要につきましては以上でございますが、この方式による入札につきましては、6月20日と6月27日に各1件ずつ実施しておりますが、特段の混乱もなく実施いたしましたことをあわせて報告いたします。

また、この入札制度を今後積極的に導入していきたいと考えておりますが、入札結果の検証にも努め、この入札制度の充実に向けて、必要な改善点が見つかった場合には、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

委員長

「公立高等学校配置計画案について」

(教育)学校教育課長

公立高等学校配置計画案について報告いたします。

先月6月5日に北海道教育委員会から公立高等学校配置計画案が示されました。その内容は、中学校卒業生数の減少状況を踏まえ、学校・学科の配置や規模の適正化を図るために、平成20年度から22年度までの高校配置の計画を策定するとともに、平成23年度から26年度までの見通しを示したもので、小樽市内においては平成20年度に小樽工業高校の1学級減、平成21年度に小樽桜陽高校の1学級減が示されております。

この計画案に対し、6月18日に、市長をはじめ総務常任委員会、教育委員長、PTA連合会、中学校校長会、北教組、高教組などの陳情団のほか、地元選出道議会議員の同席をいただき、道教委に対して陳情を行ってきたところであります。市としては、市内高校の普通科には市外から23.8パーセントの生徒が入学していることや、市内における普通科と職業科の比率、定時制の存在意義などの現状を訴えたほか、平成22年度に後志学区で3高校の再編統合が計画されており、小樽や後志に与える影響がどうなるのか不確定な要素が多い中で、早急な間口削減は見合わせるよう陳情したところであります。

今後、道教委では、地域別検討協議会を経た後、9月には計画をまとめる予定としておりますので、市としては、7月に開催される地域別検討協議会において、計画案の再検討を強く要望していく考えであります。

教育部川田次長

今の報告の中で、平成20年度に小樽工業高校の1学級減という報告をいたしましたけれども、正確には小樽工業高校の定時制の1学級減ということでございますので、補足をさせていただきます。

委員長

「ミートホープ社の偽装報道に関連する学校給食の対応について」

(教育)学校給食課長

ミートホープ社の偽装報道に関連する学校給食の対応方について報告を申し上げます。

ミートホープ社の偽装に関しましては、平成19年6月20日以降、新聞、テレビ等による報道が連日行われており、現在においても各関係機関の事実解明に向けた取組が続いておりますが、現時点までの市内小中学校の学校給食とのかかわりについて報告いたします。

平成19年6月20日以降のミートホープ社の牛ミンチ肉に関する偽装をはじめとする各種報道により、同社が出荷していた食肉、同食肉を原材料とする加工製品、同冷凍食品について偽装の疑いがあることが強まったことから、6月21日以降に供給を予定する本市学校給食の主要食材、主要製品に関する同社の関連の有無について、早急に食材等の納入業者を通じて確認を行ったところ、同社の食肉、同食肉を原材料とする加工製品、同冷凍食品等の使用はありませんでしたので、同日以降の献立は予定どおり行われております。

また、これまでの本市学校給食における同社の食肉、同食肉を原材料とする加工製品、同冷凍食品等の使用の有無に関して、6月25日から26日にかけて、本市学校給食の本年度指名業者のうち当該食材類を扱う16業者中納入実績のあった8業者に対して、同社が関連する製品の取扱いの有無について報告を求めたところ、同社が関連する食材製品の取扱いがないことが判明しております。

なお、今後もその動向を注視しながら確認作業を行い、安全対策に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

委員長

「室内水泳プールの廃止と高島小学校温水プールのリニューアルオープンについて」

(教育)生涯スポーツ課長

小樽市室内水泳プールの廃止と高島小学校温水プールのリニューアルオープンについて報告いたします。

小樽市室内水泳プールにつきましては、昭和51年11月3日に開館以来、先月6月17日の日本赤十字社小樽市地区による着衣水泳体験教室を最後に、延べ225万1,387人の市民の御利用をいただき、室内水泳プールを廃止いたしました。

一方、代替施設として利用いたします高島小学校温水プールにつきましては、施設の老朽化並びに利用者の増加や障害者利用に配慮いたしまして、4月18日から改修工事を進めておりまして、6月15日に内部工事を完了したところでございます。この間、高島小学校温水プールでのサークル活動の利用や各種水泳教室の開催に当たっての日程及びコース等の調整作業を行い、6月17日の室内水泳プール廃止に伴いまして、高島小学校温水プールへの引越し作業やろ過装置の交換作業、新たな施設での職員の緊急時対応トレーニング等を実施しまして、昨日7月1日に高島小学校温水プールをリニューアルオープンしたところでありまして、当日は室内水泳プール利用者の昨年同時期の同じ人数でございます82名の利用者においでいただいたところでございます。

また、懸案でありました水中体操教室につきましては、明日より朝里クラッセホテルを利用して、従前と同じ曜日、時間帯、料金で実施いたしまして、あわせて高島小学校温水プールにおきまして、利用者の要望により、時間帯等を変更することにより実施することにいたしました。

なお、施設の外壁及び屋根上防水工事につきましては、プール開館後も利用者に支障を来さぬよう、9月初旬ごろまで引き続き工事を施工いたします。

委員長

「小樽市総合博物館の開館について」

(教育)新博物館開設準備室長

小樽市総合博物館の開館式を13日に控えまして、開館式にかかわる予定とミュージアムショップ及び広告協賛について報告いたします。

最初に、開館式に関連した予定でございますが、7月12日木曜日午後1時30分より、一般公開に先立ち報道関係者に公開いたします。翌13日金曜日午前10時より開館式をとり行い、正午より午後4時まで市民内覧会として無料公開いたします。そして、14日土曜日9時30分が小樽市総合博物館のグランドオープンとなります。

次に、ミュージアムショップと広告協賛についてであります。ミュージアムショップは単なる売店としてではなく、博物館の魅力を高める大切なエリアと位置づけ、民間のすぐれたお力をおかりすべく、プロポーザルを実施いたしました。その結果、3社から御提案をいただき、その内容を検討いたしまして、キンダーリーブという木製がん具を得意とする会社に御協力をいただくこととなりました。

広告協賛につきましては、総合博物館のイメージを損ねることのない配慮が必要でありますので、協賛いただく業種についてまず検討いたしました。その結果、清潔感を大切にしている清涼飲料メーカーとその販売を担う自販機メーカーに絞らせていただき、市内に設置実績のある9社に御案内を申し上げ、こちらプロポーザルで御提案をお願いしたところでございます。

その結果、7社から御提案をいただき、内容を検討させていただきまして、コカ・コーラ社に広告協賛と自動販売機設置の御協力をいただくこととなりました。なお、広告協賛の概要は、敷地内を運行いたします蒸気機関車の石炭車の側面部分に、平成22年3月までおおむね3年間の広告掲載を認めるもので、協賛いただく金額は200万円でございます。

委員長

次に、本定例会で付託された各案件について順次説明願います。

「議案第12号について」

(総務)秘書課長

議案第12号小樽市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、平成18年6月14日に公布された証券取引法の一部改正及び平成17年10月21日に公布された郵政民営化法による郵便貯金法の廃止に伴い、資産等報告書等の記載事項である金銭信託の元本や郵便貯金を削除するとともに、証券取引法の名称が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の改正等を行うものであります。

委員長

「議案第13号について」

「議案第14号について」

(総務)職員課長

議案第13号小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、財政健全化等により職員数を削減している中で、現状の職員数と定数条例上の職員定数との乖離が生じてきていることから、条例上の職員定数を現状の職員数を基に変更するものです。この改正によりまして、現行の条例定数合計2,698人を2,645人へと53人削減するものであります。

続きまして、議案第14号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、財政健全化に伴う市長及び副市長の給料月額削減率について、平成19年8月1日以降の削減率をさらに引き上げるためであります。この改正によりまして、市長の削減率は現行の25パーセントから30パーセントへと、削減率は5パーセント増加し、副市長は現行の16パーセントから18パーセントへと、

減額率は 2 パーセント増加することとなります。

委員長

「議案第15号について」

(財政) 市民税課長

議案第15号小樽市税条例の一部を改正する条例案について、その主な内容を説明申し上げます。

このたびの市税条例の改正は、平成19年4月1日施行の地方税法等の一部改正に伴うものであります。

1 点目は、法人課税信託の引受けを行う個人について、法人税割額によって市民税を課することとするものであります。

2 点目は、租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料については、社会保険料とみなす特例措置を設けるものであります。

3 点目は、上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限を平成21年度まで延長するものであります。

4 点目は、特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の所得期間を平成21年3月31日まで延長するものであります。

5 点目は、高齢者等居住改修住宅及び改修専用部分に対する固定資産税減額措置に係る申告手続を規定するものです。

6 点目は、平成19年度又は20年度における鉄軌道用地の価格の特例について規定するものであります。

7 点目は、新築住宅に対する固定資産税の新築軽減措置に係る申告規定を廃止するものであります。

最後に、たばこ税の特例税率を廃止し、当該税率を本則税率とするものであります。

委員長

「議案第18号について」

(消防) 主幹

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が平成19年4月1日に改正され、補償基準額の加算額が変更となったことに伴い、本市の小樽市消防団員等公務災害補償条例で定められております補償基準額の加算額につきましても同様に変更するための一部改正でございます。

委員長

「議案第22号について」

菊地委員

議案第22号小樽市非核港湾条例案について提案説明をいたします。

本会議で提案説明は詳しくしていますので、簡単にいたします。

イラクでは65万人とも言われる市民の命が奪われ、泥沼の冷戦になっています。こういった悲惨な状況が、世界から戦争をなくそう、そういった平和を求める声と報道が大きく広がっている、この間の大きな特徴です。イラク占領に参加する有志連合が37か国から18か国へ減少。アメリカの上下両院議会でイラクからの米軍の撤退の期限を求める決議が採択されたなどは、その最たるものです。

核兵器廃絶を求める声が広まり、キッシンジャー元国務長官ら元アメリカ政府の高官4名が声明を出し、米国政府自身が核兵器廃絶を求める立場を明確にすべきだと求める状況も現れています。こうした平和論の高まりの中でアメリカ政府も、北朝鮮の核兵器をめぐる六者協議に見られるように、外交的・平和的解決を図る立場に立つという動きも生まれています。

本条例案は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲

法の平和主義に立ち、国の非核三原則並びに地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とするものです。今がそのときだと考えますが、このことを強く主張して提案説明とします。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、鈴木委員の順といたします。

共産党。

菊地委員

総合計画策定の基本方針について

初めに、総合計画策定の基本方針について何点かお尋ねします。

名称がまだ決まっていませんけれども、もし仮称とするならば新総合計画（称）ということになるのかと思うのですが、この10年間の計画に基づいてさまざま行政を行ってきた成果なり反省というのは、新しい総合計画の前段部分とか、そういうところには盛り込まれるということはないのですか。

（総務）企画政策室笠原主幹

本会議の市長の答弁等にもございましたけれども、この10年で実施計画なり、その部分を現在点検、先ほども一部申し上げましたけれども、第3次の実施計画の点検作業を進めておりますので、その点検作業なりを終えた後、次の計画にどう反映していくか、そういうことは検討したいと考えております。

菊地委員

それを新しい総合計画案の中に盛り込むかどうかということも、この総合計画をつくる段階で検討されることなのかなとは思いますが、この中で策定上の基本理念と目標に「新しい総合計画は、地方財政改革や地方分権などによる今後の社会経済情勢の変化に対し、的確かつ柔軟に対応できることが必要です」と書いてあります。これは具体的に言うと、どういうことなのかお尋ねします。

（総務）企画政策室笠原主幹

現在の21世紀プランは、10年前につくっておりますので、その時点と現在の社会情勢の部分は相当な開きというものが出てきているかと思えます。ですから、これからこの先10年程度を見越して新たな計画をつくる場合に、一定程度把握できる部分というのは、当然それを想定したものというのは必要かと思えますけれども、それに想定し得ない部分というのは当然保留。ですから、そういう部分には対応していくような柔軟性を持った計画が必要であるわけです。そういうことでこの中に書かれているものでございます。

（総務）企画政策室長

あえてここで「柔軟に対応できる」という表現をさせていただいているのは、委員も御承知のとおりだと思うのですが、第2次の地方分権改革の議論が始まっております。この間、安倍総理の方にこの委員会の方から基本的な考え方も示されておりますけれども、その中でも従前とは違って、例えば地方自治権とか地方行政権あるいは地方財政権、そういったものにも踏み込んだ議論がなされるということの考え方が示されております。

そうしますと、当然今までとは異なる財政構造といったものも出てくる可能性も高いという、そういったことも含めて、柔軟に対応できる新たな総合計画という位置づけで、この基本方針の中で申し述べているところであります。

菊地委員

そういった柔軟な対応が求められるような総合計画を策定していくわけなのですが、総合計画審議会委員の方でも公募委員の募集は締め切ったようなのですが、2名から5名までの公募委員を含む審議会委員の人数、例えば民間諸団体の代表者だったらそれぞれ何人と、具体的に決まっていたか、これから決まるのですか。

(総務)企画政策室笠原主幹

ただいまありました総合計画審議会の委員構成についてですけれども、ここに書いてあるとおり、民間諸団体の代表者から(5)の市長が必要と認める者まで、その中で25名というふうには考えてございます。

ただ、6月1日の広報おたるでお知らせしまして、市民公募ということで21日に締め切っております。その公募に当たっては17名ほどの応募がございましたので、その中でこれから委員を選考するという形になりますけれども、広報に載せた中で5名程度ということを考えてございますので、公募の人数については5名程度として考えていきたいと思っています。

ただ、それ以外の民間諸団体の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員については、例えば先ほどの5名程度となると残りは20名程度になりますので、こういう枠で整理していきたいというふうには考えております。

菊地委員

民間諸団体の代表者とか学識経験者とか、今までいろいろな審議会とか結構決まった団体の方とかというふうに見受けられるのですけれども、それは何を基準にという決まり事があるのですか。

(総務)企画政策室笠原主幹

条例にあるとおり、ここに書いてある民間の諸団体、市内の経済関係、いろいろな団体がございますので、やはり計画の中で幅広く意見を求めていきたいというふうには考えておりますので、その中で整理していきたいというふうには考えております。

特にこの団体というふうには現時点で、過去の部分というのはもちろんございますけれども、今の時点でどの団体という具体的にはまだ決めてございません。

菊地委員

今度はいろいろな市民の声をきちんと聞きながら、市民参加を手法としてつくっていくということをうたっていますので、例えば労働団体の代表はこれまでも出ていますけれども、教育関係だったら北教組とか高教組とか、そういうところにシフトされそうなのですけれども、全体の総合計画なので、労働団体にもいろいろありますね。大きく代表するといったら連合、樽労、地区労になってくると思うのですけれども、例えば連合は大きな団体ではありますが、労働者の大多数を組織しているところの代表ということもあるのかもしれないのですけれども、本当に民間の中小零細企業のそういった普通の働く労働者の方々の声とか、そういうこともきちんと反映させるために、各労働団体から1か所入れるとか、そういうふうな柔軟な考え方はできないものなのかなというふうには、この報告を聞きながら思ったのですが、その辺についてはいかがですか。

(総務)企画政策室長

この審議会全体で30名と多いように見えるのですけれども、現行の2次プランでは、民間諸団体ということで16名の方々に入らせていただいております。体育団体、文化団体、教育団体、それぞれあります。この16名という部分でも、小樽市にはいろいろな活動をされている団体がございますので、多いようで決して多くはないわけなのです。

ただ、今、委員の方から具体的に労働団体を複数ということでの話もあったのですけれども、一つは前回の審議会をベースにして検討していかねばならないというふうには考えておりますけれども、最終決定ではないですけれども、現状では事務局の印象としては、労働団体から2団体入れるのはちょっと難しいのかなという印象は持っております。

菊地委員

私は逆に30名では少ないと思ったのです。そういうもときちんと隅々まで市民の声、それからいろいろな会社の人の声を聞くということになれば、30名でも少ないのではないかなというふうに思って、あえて労働団体というふうに言ったわけなのですけれども、委員構成の数をもう変えることができないとしたら、今、企画政策室長は難しいという答えではありましたが、再度検討できる余裕があれば検討していただきたいと思います。

それと、学識経験者というものを、かなりこれまでいろいろ審議会を見ていますと、似通った団体なり、そういう方が出ているような気もするのですけれども、ここはもっと幅広くぜひ考えていただきたいと思うのですが、市長が必要と認める者の中に、例えば子育て中の若い母親、学生、そういう人たちについても考えているかどうか、お聞きします。

(総務)企画政策室笠原主幹

先ほどから全体の委員の人数を30名というふうにお話しさせていただいておりますけれども、今回の公募の中で非常に若い方も応募されてきておりますので、これから選考という形になりますけれども、そういう若い方をこういう審議会の中に入れていけるかどうか、そういう部分も検討していきたいとは思っておりますけれども、ただ委員が先ほどおっしゃっていた30名でも少ないという部分、確かにこういう大きな話をする中では30名では非常に難しい部分はあるかもしれませんけれども、条例上で定められた部分ということで御理解いただきたいと思います。

菊地委員

そういう若い方々は市民公募の中から選ばれるというふうなのですけれども、例えば民間諸団体の代表者の中には、NPOで子育てにかかわっているいろいろなサークル活動をしているとか、そういう部分も含まれるのですか。

(総務)企画政策室笠原主幹

どういう団体の方に委員の推薦をお願いするか、そのような詳細についてはこれから詰めていかなければならないことだとは思っておりますけれども、今お話がありましたような部分も含めて整理していきたいと思っております。

菊地委員

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについてお尋ねします。

平成19年度の定数と利用状況についてお聞きします。

(教育)生涯学習課長

放課後児童クラブの平成19年度の定員と、それから児童数ということでのお尋ねですが、教育部で所管しております22の小学校の定員につきましては890名、それに対しまして申込みが542名ございました。その中から一人で留守番ができる等の理由により退会した児童を除きまして、7月2日現在で499名の児童が在籍しております。

菊地委員

一つ一つの学校について見ると、定数に全く満たない状況はあると思うのですが、先日、望洋台小学校では定員がいっぱいで利用できないとの相談があったのですが、その待機児はどうなっていますか。

(教育)生涯学習課長

望洋台小学校での状況ということですが、他の21校の小学校につきましては、すべて定員内の児童数ということで運営されておりますが、望洋台小学校につきましては定員を超えて申込みがあったということで、待機していた児童が2名いたのですが、その後、申込みの取下げの方がいたということと、それから退会された児童がいたということで、現在のところ、待機児童はなく、全員が入会しているという状況です。

菊地委員

それはよかったですと思います。私、これまで放課後児童クラブについて何度か質問してきたのですが、今ほど子供たちの安全を守るということで、さまざまな施策が考えられている時期はないと思うのです。放課後児童クラブに入れないというのがわかった。もう二、三日後から仕事に行かなくてはいけないのだけれども、今年4月に小学校に入った子供に留守番をさせるというのはとても心配だということで、必死の声で相談が来たのです。そのときにその母親とも話していたのですが、いついかなる状況で、そういった放課後児童クラブを利用しなければならない状況が出てくるかわからない。過去には朝里小学校で3年生が全く入れない状況とかというのもありました。今年

は望洋台小学校でそういう実態があったということで、必要になったときにすぐに利用できる体制というのはやはり急がれると思うのですが、今後どのように考えているのかお尋ねします。

(教育)生涯学習課長

放課後児童クラブにつきましては、各小学校の余裕教室などを利用させていただいて実施している状況がございます。委員のおっしゃるように、入会を希望される児童の皆さんが入会できるということが理想ですので、今後、学校の方と余裕教室等につきまして相談しながら、また、入会を希望する児童の推移などを見て、また来年度に向けて、委員のおっしゃるように入会を希望する児童がすぐ入れるようにという方向で検討していきたいと思っております。

菊地委員

ぜひお願いします。

それと、文部科学省が放課後子どもプランということを大々的に発表したと思うのですが、そのことと放課後児童クラブの関連、それから、そのプランは、その後、動きとしてはどうなっているのかについてお尋ねします。

(教育)生涯学習課長

放課後子どもプランと申しますのは、文部科学省の方で平成16年度より実施しております地域子ども教室推進事業と、それから厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業、小樽市での実施事業名では放課後児童クラブということになるのですが、これを少子化対策の観点から一元的に実施してはどうかということで、平成19年度から国の方では予算をつけて実施したいと考えているところであります。

しかしながら、小樽市におきましては、国の方で示したいいわゆる年間の実施日数や補助のあり方等につきまして、まだ情勢が見極められない状況でございますので、国の情報を収集したり、他市の状況などを見ながら、従前から進めております放課後児童クラブ、また地域子ども教室の充実を進めていながら、どのような形で補助金のメニューを取り込むのがいいのか検討していきたいと考えております。

菊地委員

プランを立てたはいいけれども、予算的な措置とか、場所の問題についても決して理想的な方向ではないというふうに、私はあのプランを読んで思ったのです。そういう意味では、今後実施に向けて、文部科学省なり厚生労働省から具体的な案が出されるのかもしれないのですけれども、小樽市の実態とあわせて、それと予算措置も含めて、文部科学省なり厚生労働省にきちんと要求していくということも含めて、教育委員会としてはいろいろな意見を集約しながら検討していただきたいと思いますと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

教育部中村次長

放課後子どもプラン、これまで地域子ども教室としてやってきている土曜日の午前中に実施している部分、それから、今、国のメニューの中では通常のウィークデーの放課後についても同じような形でというようなことを言っているわけです。文部科学省、厚生労働省の連携事業ということで、実際にその補助要綱基準というのは3月段階でまだ示されていませんでした。それから、道教委でも、その中で年間開催数を北海道は40回ぐらいに減らしたらいいのではないのかというような話をしていたのですけれども、そのあたりがなかなか独自要綱が作りきれていないというのが今年の状態でございます。

一方、実際に補助事業として採択されるかどうかは、まず開催日数のこと、それから特に地域子ども教室のボランティアを有償にするのか、無償にするのか。現在、小樽市は無償でやっております。国の流れからいくと、これは有償でなければ補助事業として認めないスタイルをとっておりますので、そうしますと、これはこれまでの平成16年度、平成17年度、平成18年度に開催してきた地域子ども教室というのは、国が10分の10、委託料を民間団体、小樽市の場合は子どもプラン協議会ですけれども、そこに出してきた事業でございますけれども、今度、補助ということで、国3分の1、道3分の1、市3分の1となりますと、小樽市の持ち出しというのがかなり大きくなって

きます。

先週の読売新聞にも関連記事がございましたけれども、その3分の1の持ち出しができなくて、今までの地域子ども教室をかなり縮小したという実例が出ております。そういうことがありますので、基本的にこういう国の施策というのを私は信用しておりません。大体すぐはしごを外されるというのが実情ですから、特に厚生労働省が絡むと大体話はややこしくなる。これまで厚生労働省関係の所管にございましたけれども、ほとんどがそういうふうにならば非常に市町村に不利になっていくので、今の状況では、この政策を信用して小樽市がそこに踏み込むという状況ではございませんので、新年度予算に向けても国の制度にのるつもりはありません。

菊地委員

これまでの仕事の御苦労がよくわかる答弁だったと思うのですが、市ははしごを外されて、子供たちも小樽市の行政も大変な状況になるということだけは避けたいと思いますので、こういった地方自治体として実施するためには、もっと国の施策としてお金もきちんと出してくれというようなことも含めて、どんどん国に言っていくというようなことをぜひやっていただきたいというのが私の希望なのですが、これには答弁は要りません。

特別支援教育について

特別支援教育についてはこれまで何度かお尋ねしてきたのですが、いよいよ今年の4月から実施されているということで、小樽市教育委員会として、これまでこの実施に向けて具体的にどういうことをやって、教員が何を獲得して、それに臨んできたかということについてお尋ねします。

(教育) 学校教育課長

特別支援教育に関してですけれども、今年の4月にこの制度がスタートしまして、小樽市としては、まず体制づくりということで、校内に関してはいわゆるコーディネーターの指名、校内委員会の設置、校外におきましては、専門家チームとしての子供支援部会の設置をしまいいりました。これらについては既に設置済みでございます。

菊地委員

特別支援教育について難しいのは、子供がどこにつまずいているかという見極めだと思うのです。ちょっと落ちつきがないだけという性格の問題もありますし、実はそれが脳の微細な損傷による障害になっているということがあつたりして、そういうものを一人一人の教員が見極めるのは難しかったのではないかと思うのですが、そういうことについての研究会も順次されてきたと思うのですが、いかがですか。

(教育) 指導室長

特別支援教育にかかわる教員の研修についてですけれども、平成15年3月に文部科学省の方から特別支援教育のあり方について報告が出されましてから、小樽市教育委員会におきまして平成15年度には特殊教育センターから講師を招いて研修会を実施し、平成16年度には北海道大学の教授を講師に講演会を開催し、平成17年度には余市養護学校、小樽聾学校のコーディネーターを講師に3回の研修会を実施するとともに、小樽市教育委員会で指導資料を作成して、全教職員に配布しております。また、平成18年度には、余市養護学校や小樽聾学校のコーディネーターを講師に、再度具体的な研修会を3回ほどしております。本年度につきましても、6月に第1回の研修会を開催したところでございます。

菊地委員

4月から具体的にそういうふうにして子供の見極めができるような目を養ってきたと思うのですが、実際には結構やはりいるものですか。1年生から3年生まではちょっと落ちつきのない子だったかなというふうに見ていたのが、4年生の時点では、もしかしたら特別支援を必要とする子供ではないかという感じに見極めがだんだん出てきたと思うのですが、相当な子供が把握されているのですか。

(教育) 指導室長

特別支援教育にかかわってなのですが、委員のおっしゃるとおり、教員の気づきということが非常に大切なこと

になると思います。それで、わかりやすく説明させていただければ、例えば近視で目が悪くて黒板の文字がよく見えないという子供がいましたら、普通見えにくい子供を黒板の前の席に座らせたり、隣の子供にノートを見せてもらいなさいとか、そういう子供にとって不自由なところがあったら、少しでもそれを補うような手だてをとると思うのです。保護者の方も、「うちの子供はちょっと目が悪いから、先生、前に座らせてくださいね」と言ってくると思うのです。

ところが、教室の中に、こういう配慮をしても十分にその子の持ち味が発揮されない例があるのです。このような子供たちの中には、きちんと見えていても聞こえていても、中枢神経に何らかの機能障害があることなどによって、思うように文字とか図が書けないことがあるのです。それで、こうした子供たちは見た目にはどんなところで困っているのか大変わかりにくくて、きちんと聞いていないとか、きちんと見ていないとか、やる気がないのではないとか、それからふざけているなどととらえがちなのです。それで、その子供たちにも困っているところを補うような配慮をしていけば、ずっと学習とか生活がしやすくなっていくわけなのです。それで、これまで行われていた特殊教育に加えて、こうした学級の中で困っている子供たちの支援についても含めてやっていこうと、それが特別支援教育なのです。

それで、この特別支援教育の一番の担い手は、通常学級の担任の教員なのです。あと校内外の人材活用とか関係機関との連携を密にしながら、担任をいかにサポートしていくかということで、先ほど学校教育課長の方からありましたように校内体制をつくっているわけなのです。それから、校内のコーディネーターを指名して、中心になって子供たちの支援、それから担任の支援に当たっていかうとしている状況なのです。

現在、特殊学級にいる障害のある子供たちの数は把握できているのですけれども、通常の学級に 6 パーセント程度軽度発達障害の子がいると言われておりますが、これについてはこれから子供支援部会で、専門家チームで、そういう相談に来た子供を実際に診断して、それぞれの障害名がわかってくると思いますので、まだ数については現時点では把握していないということです。

菊地委員

数については把握できていないということですが、実際この 4 月から、たぶん幾つかの学校ではそういう取組も既に始まっているのではないかと思います。独自の特別支援教育で、もしそういう子供の持っているつまづきをきちんとわかってあげて、そしてその子に合った具体的なプログラム、学習能力を高めるためにも、それから生活態度を養うためにも、そういう子が例えば 25 名の中に 1 名いたとしたら、25 名の子供たちを指導すると同時に、その子に特別のプログラムが必要だというわけですね。そういうときに果たしてその学級の担任が一人でやりきれのかどうかということが、その特別支援教育の一番の眼目ではないかというふうに思っていたのですが、そういうサポートをするマンパワーといいますが、人の手だてというのは、今回はきちんとされたのかどうかについてお尋ねします。

教育部川田次長

特別支援教育につきましては、本年 4 月からスタートしてございます。今、指導室長も話しましたように、これまでも、そういったかわりの中でのそういった子供についてはそれなりに支援してきたわけですが、今度から制度が新しくなりましたので、教育委員会の方も体制を整えていまして、いわゆる専門家チーム、小樽市の方では子供支援部会ということで話をしています。その中で医師とか、当然そういった行政機関の方、学校の教員も入っています。その中に巡回相談員という形で各学校を巡回して、今、菊地委員がおっしゃったような子供がもし教室にいたとした場合、その子供がどういうところでつまづいているのか、それを担任も当然わかりますけれども、担任だけではやはりわかりづらい部分もあるでしょうし、専門の方がその学校に行って、そういった子供の授業などについていただいて、例えば算数の時間ですと、計算がちょっと不得意だとか、図工の時間ですとこういった図をかくのちょっとつまづきがあるとかが、そういったことを見極めて、担任にお話をしてもらおうのです。

学校の中では、先ほど話しましたけれども、校内委員会というのを当然つくっていますので、そういう意味で一人の先生が見るということではなくて、やはり学校の先生全体でそのお子さんを支援していかなければならないという立場に立つものですから、そういう中での校内委員会なり巡回相談員、それから私どものつくっている子供支援部会が一体となって、その子供に対する個別の指導計画というのが最終目標でありますけれども、その子についてはこういうふうにして指導していこうという形で、そういった計画をつくって、実際その子供を教え指導していくというのを今やっている途中ですし、指導室長が言ったように、今後どのぐらいの子供が出てくるのか、それは今後の環境次第だというふうに思っています。

菊地委員

そうすると、学校内全体でそういう委員会をつくるといったことはあったのですけれども、具体的に学級数に対する学校の教職員の数は基準で決まっていますね。それに特別支援の教員が加配で配置される、そういうことがあったのかお聞きします。

教育部川田次長

これに関して教員が加配されるということはありません。

菊地委員

これは現場の教員たちに行ってみたら大変な御苦労かなと思うのですが、それは文部科学省の政策としても指導としてもそういう加配はないのですか。

教育部川田次長

そういったお話は今まで聞いてございません。ただ、先ほど申し上げましたように、校内全体の中で、そういった子供を支援していくという体制には変わりありませんので、そういった方向で、今、教育委員会も学校の方に話をしていきますし、学校もそういった方向で動いていますので、両者一体となって、それから保護者の方も含めまして、そういった子供については支援していきたいというふうに考えています。

菊地委員

今、特別支援教育のチームワークづくりといいますか、支援体制で一人の子供がつまずくと、みんなでサポートしていくことができるということは、特別支援を必要としない子供たちをどう見るかということの教員の動きにもつながってくるから、一つはそれをきっかけにすごく教育全体に広まっていくいい機会だとは思いますが、実際にそのつまずきがある子供たちは学校の中で何名になるのかわからないけれども、クラスの中で担任が一人でサポートしていくとなると、ちょっと大変かと。そして、その子供にもう少し手だてをしてあげれば、もっとこういうこともできるようになるのということも、具体的にそれが出てくると思うのです。そのときにぜひ、それが教員の加配になるのか、それともそういうことに力を持った諸団体の方々を参加させることにもつながってくるのか、その辺については教育の現場としても教育委員会としても協力しながら、道教委なり文部科学省にぜひ声を上げていっていただきたいと思うのですが、現場の教員の声をきちんと把握していただきたいと思うのですが、その辺はいかがですか。

教育部川田次長

先ほど話しましたけれども、今年の 4 月からそういった形で体制が整ってやっているわけです。また、教員の研修も、この 6 月に行われまして、今回は 60 人以上の教員に参加をしていただきまして、具体的な事例とか、そういうこともいろいろ話をして、教員からも感想をいただいています。こういった研修が大変よかったというか、大変勉強になったという部分がございますので、現場の教員の目を通して、子供に対するいろいろな意見とか考え方を聞きながら、学校と教育委員会と保護者が一体となって進めていきたいというふうに思っています。

菊地委員

職員定数条例について

議案第13号に関してお尋ねします。

職員の定数、行政改革ですと職員の定数の適正化ということで、実際には職員定数が削減されてきていると思うのですが、先ほど報告があった人数で、今年は病院に属する職員が定数としては一番少なくなっているのではないかと思いますので、29名少なくなっていますね。

(総務)職員課長

そのとおりでございます。29名削減という形になっています。

菊地委員

病院の職員の職種は何ですか。

(総務)職員課長

一番多いのが看護師なのですが、欠員等で言いますと看護師は10名。医師が7名、それ以外にいろいろな病院の技術職がございますので、それで合わせて21名というような形でそれぞれ少なくなっております。大きいところでは、やはり医師と看護師ということになってまいります。

菊地委員

医師が7名で看護師10名ですね。これは定数を落としたまま、そのままいくのですか。29名少なくなりましたでいくわけですか。

(総務)職員課長

定数条例と申しますのは、一つの職員数をどうするかという上限値なわけです。ですから、この数が落ちてきたからといってそのままいいかどうかということではなくて、上限値として幾らにするかというのを、その上限がこんなに多くなくても、もうちょっと少なくてもいいということで、今落としてきているという考え方でございます。

菊地委員

それで、看護師が少なくなってきているので、7対1入院看護基本料の体制が取りきれぬのかどうかという心配を私はしたのですが、その辺は押さえていますか。

(総務)職員課長

実際には病院の方で押さえているのですけれども、私どもが聞いておりますのは、やはり一般的に医師もそうですし、看護師もそうですけれども、どちらも今不足している。医師不足、看護師不足というふうに言われております。そういった中で今お話があった7対1入院看護基本料ということで、診療報酬等が高くなるというような部分もございまして、そういったことで病院側では相当努力して、何とか7対1入院看護基本料を確保できるように頑張っているというふうに聞いてございます。

菊地委員

もう一点、こうやってどんどん職員が削減されているのですけれども、欠員を補充するときに、正職員ではなくて臨時職員とか嘱託職員で補充されている部分もかなりあるのではないかと思いますので、その状況について説明してください。

(総務)職員課長

確かに臨時職員、嘱託職員がたくさん入ってまして、平成19年5月1日現在で申し上げますと、臨時職員は154名、嘱託職員は573名、合計で700名ほど入ってございますけれども、これにつきましては、メリット・デメリット、それぞれ両面あるかと思っておりますけれども、嘱託職員につきましては4分の3人工ということで、正規職員からいきますと4分の3勤務の職員、週稼働29時間ということでございます。

ですから、例えば業務量的に1人工ないような仕事があったとしますと、そういったことに1人工の正規職員を充てるよりは、嘱託職員に頑張っていただくという方が合理的かと思っておりますし、また、臨時嘱託職員につきましては

は、市民の雇用拡大という面もございまして、やはりいろいろな方を雇うことができるわけですから、そういった面でメリットがあるかと思っております。

また、行政の継続性ということからいきますと、臨時職員は最長 1 年、嘱託職員につきましても複数年雇用されているようではございますけれども、1 年ごとの更新という形をとっておりますので、臨時職員も嘱託職員も期限付といえますか、短期雇用という形になりますので、そういった面では、行政の継続性と比較して考えますと、若干デメリットがあるのかなというふうには思っております。

菊地委員

私も市の職員として働いていましたし、現場だったのです。保育所も子供の数に 2.3 人の職員が必要だ。0.3 人というのはどこからどうやって連れてくればいいのかという、そのものの考え方に、生きた本当に動き回る子供たちに対して 0.3 人というものの作り方というのに、とても違和感を覚えながら仕事をしてきた経過がありますから、この本当に職員が誇りを持って、行政に対して子供たちに責任を持って、市民に責任を持ってというふう考えたときに、嘱託職員や臨時職員が誇りを持っていないということではないのですけれども、正職員として、これからの小樽の将来を見据えた形で雇用がきちんとしているということ、それから公の職場にあって、非正規雇用の職員をどんどん増やしていくのはいかがなものかという問題意識を常に持ちながら、この質問をさせていただいているのですけれども、これからの将来にわたっても、かなり小樽市として職員を削減していった方がいいものかどうかという問題も新たに思っています。その点についていかがですか。

総務部長

今やりとりがありましたけれども、職員の関係はまず基本的には今ある小樽市が抱える財政状況というのが最大の問題で、今こういうことをしているわけです。確かにこれまでも厳しい時代はありましたけれども、これだけ財政の問題で、市民の皆さんにもいろいろ御協力をいただいたり、職員の人件費あるいは今の雇用、人の問題を含めて、皆さんによく協力をいただいている時期はかつてないと思います。そういう意味では今のこの財政健全化計画を何とか処理をして、それ以降というのが今の我々の目標で、この 3 年ないしは 4 年ぐらいはできる限りこういう状態で頑張っていきたいというふうには思っています。

ただ、問題は、責任のある仕事というのはこれはもう当然ですから、少ない人数の中でも協力しながら責任ある仕事をして、また臨時職員や嘱託職員にも、そういう意味で意識的には我々とともにこの時期を支えていただくということもお願いしながら何とかこの時期を乗りきって、いつまでも採用しないということになれば職員がいなくなってしまうし、何十年後には若い職員がいなくて、支えるメンバーもいないというわけにいかないわけですから、これはどこかでやはり採用をしながら、そしてまた、しなければならぬ時期がそう遠くない時期に来ると思いますので、そんなことも考慮をしながら、何とかこの時期を乗りきっていくという、そういう、今、状況にあるのだということを御理解いただければと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐藤委員

あおばとプランについて

あおばとプランについて質問させていただきます。

平成 18 年度から実施されておりますこのあおばとプランですけれども、平成 20 年度までの実施計画ということで約 1 年半の期間が過ぎましたけれども、半分が過ぎた時点での総括と、そして進ちょく状況を簡単に説明してください。

(教育) 指導室主幹

あおばとプランにつきましては、平成18年度から3か年計画として策定されたもので、現在1年3か月が過ぎたところでございます。主な取組として65項目の内容を示し、各学校で取組を進めているところでございます。小樽市立学校の進むべき方向を具体的に示したことにより、各学校においては現在の教育活動を見直し、改善を図るとともに、新たな活動に取り組む姿勢が見られてきております。

これまでの進ちょく状況でございますが、全体としましては、各学校の実態に応じて取り組みやすいものから実施しているところがほとんどでございまして、通学路の安全確保や学校の指導体制の整備、学校経営計画等の説明については、すべての学校で実施されております。また、一校一実践の取組、地域公開の設定、人権教育の推進などにつきましては、ほとんどの学校で実施されているところでございます。一方、学校支援ボランティアの取組や情報モラル教室の開催などにつきましては、未実施の学校が多く見られます。

教育委員会としましては、毎月、校長会等でその月に応じた取組の重点例を示すとともに、資料の作成や研修会の実施を行っております。また、各学期ごとに各学校の進ちょく状況を把握し、今後の指導に生かしているところでございます。

佐藤委員

先日、道議会の自民党の方でまとめられた「定期大会議案書から見た北教組の活動の問題点」というものが出されました。この中で「官製研修に反対するという姿勢に基づくもの」という中で、「道立の教育研究機関での研修、国内外の研修は公募方式を遵守させる」という一項目がございますけれども、このあおばとプランに盛り込まれております「教員の資質向上」中の「教員研修の充実」がありますけれども、子供たちの学力の向上は、とりもなおさず資質の向上ということがほとんどイコールかと思っておりますけれども、この小樽以外、外部の研修に関しては現在どのような形で進められていますか。

(教育) 指導室長

委員がおっしゃるとおり、教員が変われば授業が変わって、子供たちが変わってくると思います。それで、あおばとプランに位置づけておりますが、教員の資質向上ということで、小樽市の研修はもとより、道外又は道内で行われ、道教委で主催される研修の参加状況ですけれども、平成18年度北海道立教育研究所、北海道立理科教育センター、北海道立特殊教育センターなどを合わせますと、小中学校合わせて28名の参加があります。あと、道教委の研修会としては、新任校長研修会、新任教頭研修会、教職経験者研修、10年経験者研修があるのですが、これは決められた方が出る研修ですので、その年度によって差がありますので、特に教員が希望して手を挙げて出る研修は、今申しあげましたように道立の教育研修所、理科教育研修センター、特殊教育センター、倶知安にある後志教員研修センターにも研修に出ているところです。

佐藤委員

市内の研修では身につけられない指導力、そのスキルアップを、機会がありながらなかなか、今お聞きしましたら1年間で28名という数字ですので、何とかそこを積極的に取り組んでもらえるようにぜひお願いしたい。とりもなおさず教育の中心は子供たちでありますので、その子供たち、特にこれから小樽を担っていただかなければならない子供たちですから、その辺は遠慮することなくどんどん要求をして、教職員の研修力アップイコール子供たちの学力アップへとぜひつなげていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

(教育) 指導室主幹

今の数字について訂正させていただきますが、年間に20数名と言いましたが、それは道立教育研究所、理科教育センター、特殊教育センターでございまして、小樽以外では倶知安の後志教育研修センターは先ほど指導室長の方からありましたが、100名近くの教員が行っていますので、小樽市の研修以外では百二、三十名の方が研修されているということをお承知いただければと思います。

佐藤委員

100名ということはきっと延べということで、複数の研修にある一定の方が複数の研修を受けている。果たしてその研修を受けた教員が小樽に帰ってこられて、それを実際、皆さんにフィードバックできているかどうか。それが大きな問題で、研修している延べ人数がイコール指導力のアップにはつながらないということも事実でございますので、ぜひとも北教組に関しては、小樽市教育委員会の方から強い指導をお願いしたいと思います。

北海道の教育ビジョンとあおばとプランの整合性について

続きまして、あおばとプランですけれども、平成20年度から道教委の方で、北海道教育ビジョンという形で10年間の長期計画が実施されるということになっておりますけれども、あおばとプランが平成20年度に終わった時点で検証されるということになるのでしょうかけれども、新しくできるであろうあおばとプランとこの道教委の北海道教育ビジョンとの整合性に関して何かあれば、お話しいただきたいと思います。

(教育)指導室長

北海道教育ビジョンとあおばとプランの整合性についてでございますが、あおばとプランはちょうど平成20年度で終わって、平成21年度から、例えば新あおばとプランとかまた新たな計画が策定されると思いますが、北海道の教育ビジョンの方も、平成20年度から大体10年ほどの計画が示されておりますので、北海道教育ビジョンの中にも確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、これらを目標に掲げておまして、自立と共生をはぐくむ教育を目指していくとなっておりますが、あおばとプランで目指しているものと軌を一にするものだと考えております。当然、新あおばとプランにおいても、同様の方向で策定されるものと考えております。

佐藤委員

そのような方向で北海道と一体化した形で、ぜひ新しいあおばとプランを検証した上で進めていただきたいと思っております。

ホームページ開設について

あおばとプランの中で地域に開かれた学校づくりという項目がございまして、今年度情報ネットワーク整備事業費というものが計上され、各学校のホームページなどの作成に充てるための機材の購入費等という話で計上されておりましたけれども、実際今、小樽市内の小学校、中学校では、それぞれ学校単位でホームページに関する温度差がかなりある。朝里中学校のように立派なホームページもあれば、学校の運営内容も公表されていない、まだでき上がっていないというところもございますので、ぜひともこの機会に、各学校においてわかりやすいホームページのアップを実現させていただきたいと思うのですけれども、その大もとであります教育委員会もホームページがないのですけれども、小樽市のホームページを見ても、特に社会教育施設に関しては住所と電話番号が載っている程度で、ウェブ上で見ても、その施設の概要がなかなか理解できないというものもございまして、ぜひ教育委員会の方で今後ホームページを立ち上げて、各学校とリンクする、社会教育施設とリンクするという、そういう考えはございませんか。

(教育)総務管理課長

佐藤委員がおっしゃいましたように、教育委員会の情報といいますが、そういった部分というのは、確かに教育委員会では今ホームページがございません。それで今は、あくまでも市のホームページにぶら下がった形で、可能な範囲内で情報を提供させていただいているということで、やはり市民の皆さんにはちょっと情報が少ないというのは確かに感じております。

今後は、他都市の状況なんか見ますと、ある程度市のホームページをメインにして教育委員会のホームページをつくっているということで、独自ではなくてやはり市とリンクする関係でやってございますので、そういった部分も含めて私どもも他都市、結構先進地もありますので、そういった状況も見ながら、今後、教育委員会のホームページの方も含めて考えていきたいと思っております。

佐藤委員

それで、さらにそのことに関連してですけれども、今、教育委員会では教育委員の会議というものが行われておりますけれども、オブザーバーで出席できると、一部公開されているところですが、我々の方には教育委員がどういう活動をされているのか、また、どういうことに関して議論を尽くされているのかということがなかなか伝わってこないということがございます。これは希望ですけれども、できればホームページができ上がったときには、教育委員の会議の内容を、議事録みたいなことは無理でしょうけれども、項目若しくは内容の趣旨に関して載せていただけるような、そんな努力を今後していただきたいと思います。

教育部長

ホームページの充実と教育委員の会議につきましては、私ども当然公開している委員会もございますので、十分今後の中で検討していきたいというふうに考えています。

横田委員

職員の市外居住について

今回の選挙でずいぶん市民の皆さんの意見を聞く機会があったのですが、中でもやはりこの財政危機に関して人口もどんどん減っているのに、小樽市の職員でありながら、小樽市以外に居住している職員がいるというのはとても納得できないのだという御意見をずいぶんいただきました。認識の不足でしょうか、2割も3割もいるみたいな話をしている方もおられましたけれども、現在、本市の職員で小樽市以外から通勤しているといいますが、小樽市以外に居住している職員の数についてお聞きします。

(総務)職員課長

実は平成18年11月10日付けで実態調査をしまして、その実態調査に基づきまして答えます。

市外居住者数につきましては138名おります。構成比といいますが、全職員数に占める割合としましては約7パーセント程度ということになってございます。

横田委員

7パーセント、138名。居住地別では札幌なのかという気もしますけれども、わかりますか。

(総務)職員課長

上位三つについて、札幌市がやはり一番多くて、この調査のときには100名おりました。余市町が2番目で17名、仁木町が4名おります。実はこのほかにその他として2名ということなのですが、これは医師で公宅が当たっているというようなことで、家族は札幌等に住んでいるのですけれども、御自身は小樽市内に住んでいるという、いわゆる二重生活みたいな形になっているものですから、それでその他ということで集計させていただいているのですが、それが第4位ということです。合計しますと138名にならないのですけれども、これは138名に回答を求めたのですけれども、質問項目によって答えたくない方は答えていないということがございまして、答えていただいたのが、この質問で言いますと123名の回答になってございます。

横田委員

答えなかった方の答えも聞いてみたいものですが、職種別というのはどうですか。

(総務)職員課長

これは去年の調査ですので、まだ吏員制度が残ってございまして、それで事務吏員、技術吏員というような区分で話させていただきますが、事務吏員が当時38名、技術吏員が14名、医師が14名、医療技術が48名、そのほかにいわゆる現業職場といいますが、技能労務職が9名ということで、全部で123名となっております。

横田委員

比率が多いというか、そういった部署は今、病院のように聞こえましたけれども、それでよろしいですか。

(総務)職員課長

そのとおりでございます、やはり138名中小樽病院が51名、それから第二病院が15名ということで、比率で申し上げますと、この両病院で138名中47.8パーセントということで、約半数を占めるということになってございます。

横田委員

広報おたるの2月号でしたか、同じような意見が市民から寄せられているということで出ておりましたが、二つ御意見が出ていたと思いますが、その出ていた御意見を教えてください。市民からの市長への手紙ですか。

(総務)職員課長

広報おたるの2月号に市長への手紙の内容を掲載してございましたけれども、一つは市外から通勤している市職員に対して、市内に住むように指導すべきではないかという御意見がございました。市の財政が非常に厳しいときに、みずからが住んでいないのに、自治体職員としてよい仕事ができないのではないだろうかというような御意見です。それが一つと、それからまた、市内居住を職員の採用条件にということで、市職員の採用については市内に住むことを第1条件にすべきだという御意見がございました。この方は、市から給与をもらっているのに、ほかのまちに税金を納めるのは納得ができないということをおっしゃっておりまして、市外から通勤している職員には交通費や住居手当を一切出さないようにできないのだろうかというようなことも言われております。

横田委員

私が言うのも変かもしれませんが、もっともな意見かなという気はいたします。それで、その方々が小樽市に住居を構えられないといいますが、構えていない、現実的に市外に居住しているという理由について、これも調べたということでもありますので、それについても教えてください。

(総務)職員課長

まず、圧倒的に多いのが実家とか、それから自己所有の家屋に居住しているということで、こういった方が71名おりまして、構成比で言いますと59.2パーセント、6割ほどを占めてございます。それから、配偶者の勤務地が小樽市外であるという方が26名おりまして、構成比で言いますと21.7パーセント、約20パーセントということです。それから、親等の介護のためという方が4名おりまして、こちらが3.3パーセントといったようなことで、これだけでも8割近くの方が何らかのそういったやむを得ない事情があって、小樽市内に居住できないということを答えています。

横田委員

家の問題とか病気の関係とかですと、やむを得ないのかなという気もいたしますけれども、さらに現実的に家を処分して小樽市に住んでくれなんていうのはなかなか難しいことかとは思いますが、やはり市の職員に市内に住んでもらうというのは、市民の感情としてもっともではないかという気がいたしますので、それらの方々にどこがするの、所属長がするのですか、あるいは職員課サイドがするのとは別ですが、小樽市内へ転入する指導という、来なさいというような指導はされているのですか。されているとしたら、その抱負と今後のその方々の意向なんかも教えてください。

(総務)職員課長

基本的には日本国憲法第22条第1項で居住の自由が保障されておりますので、要するに小樽市内に住みなさいといった強制はできないわけですが、ただ、いろいろと市長への手紙等で来ている内容というのは我々も感覚的には十分理解できますので、決して強制はできませんけれども、所属長なりから折に触れて機会があるごとに、できるだけ市内に住んでいただくように話していただいている。これはいろいろな会議等でもそういったことを話していただくように、強制にならないようお願いいたしますが、協力を求めるといいますか、そういった形での話は、それぞれの所属長なりからしてございます。

横田委員

憲法違反はもちろんできないでしょうけれども、新規採用する場合に、小樽市の市内居住を条件にすることは法的に難しいという話でしたけれども、「採用になったらあなたは小樽市に住みますね」といったお願いといいますが、縛りではなくても、そういったことはぜひやってほしいという気がいたしますが、これはどうですか。

(総務)職員課長

これにつきましては、実は従来から採用の面接の時点で、できるだけ小樽市に住んでいただきたいという観点から、強制ではないのですけれども、住んでいただくことは可能ですかというような、できれば住んでいただきたいというような話はやわらかくしております。ただ、ここ一、二年、看護職とかは別ですけれども、事務職とか技術職については採用していませんので、そういう機会がないわけですけれども、今後ともそういったような皆さんにお願いして、小樽市内に住んでいただくというようなことについては督促していきたいというふうには思っております。

横田委員

よろしく御指導のほどお願いします。

小樽市への移住促進について

関連して移住促進ということで、どんどん小樽市に転入してきてくださいという事業をされているわけですが、一方で市職員がそういった形、皆さんが来られると14万人は回復できるのではないかと思うのですけれども、14万人を切ったのですけれども、これについてその現状をどういうふうに考えているのか、先ほど総合計画の中で人口の話も出ていましたが、どんなふうに人口が推移していくかを予想されているのですか。

(総務)企画政策室長

この3月に14万人を切ったということについての現状なのですけれども、本会議の中でも市長の方から答弁がございましたけれども、一言で言えば大変残念であるし、私どもとしても危機感といいますか、大変厳しい状況だというふうな認識をしております。

それで、例年この3月、4月というのが人口異動の多い時期なのですけれども、今年の3月、4月について若干状況を話させていただきたいと思うのですけれども、実は昨年の3月は1,061人減少になったわけなのです。転出される方が多いのですけれども、4月になって転入してくるものですから、昨年の4月は500余名ほど転入というか増になりまして、3月で減った分は4月で半分ぐらいは取り戻したという、そんな状況だったわけなのです。ところが、それが今年の3月が873人の減だったわけなのですけれども、4月に270名しか増にならなかった。これだけを見ますと、転入出が多いのかなという印象を受けるのですけれども、実は中身を見ても、3月、4月の社会動態で昨年は450人減ったのです。要するに出て行って入ってきた差が450人だったのですけれども、今年は404人、50名ほど社会動態では少なくて済んだという数字になっているのです。

ただ、一方、この3月、4月にも自然動態の関係なのですけれども、昨年は107名の減少だったのですが、今年この3月、4月の自然動態で198名、約倍近くの減になったという数字が出ておりまして、この2か月の部分だけを見ますと、この14万人を割った大きな要素としては、自然動態があったのかというふうに思っております。

それから、今後の推移なのですけれども、これはいろいろな場面で答えさせていただいていますが、国の人口問題研究所とか、市でも独自推計を行っております。大変残念なのですけれども、毎年2,000名近くの減少という数字が推計をされています。正直申しまして、全国的にも人口の減少社会に突入しているという、そういった中で小樽市が人口増をしていくという、このことについてはなかなか考えづらい面はあるわけですが、雇用の場の確保とか子育て支援、そういった施策については取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

横田委員

人口減少の要因について

わかりました。なかなか厳しい状況だということですが、札幌市の隣接都市で小樽市だけが減少しているのです。ほかは、特に江別市は伸びていると思いますが、小樽市だけが減っている要因をどんなふうに分けていますか。

(総務) 企画政策室長

札幌周辺部の市なのですけれども、今、委員の方からありました岩見沢市、江別市、この2市で見ますと、実は平成18年から若干下がりがみになってきています。それから、千歳市、恵庭市、石狩市、北広島市、その辺については大体現状維持か微増という形になっています。正直言いまして先ほどの繰り返しになりますけれども、全国的に人口減少社会になったという中で、この間上向きになっている札幌周辺についても、横ばいなりというふうにはなってきたのかというふうには、言えるところがあります。

あと小樽市との違いという部分なのですが、これもなかなか難しい面はあるのですけれども、基本的には恵庭市とか北広島市とか、主に札幌市のベッドタウンといった位置づけの中で、私の知っている範囲でも相当大規模な宅地造成といえますか、開発が行われてきた経過、ここ一、二年という意味ではなくて、10年、20年のスパンでそのような宅地造成等が進められてきたのかなというふうに思っております。

当然、小樽市も銭函の周辺、望洋台、そういった部分では取り組んでいるわけですが、残念ながら地形の関係もありまして、恵み野といったような大規模な宅地造成はなかなかでき得なかったという部分も一つは原因としてあるのかな。

それと、もう一つは、やはりここ三、四年小樽の地価も下がってきていますけれども、もう少し長いスパンで見ますと、小樽の土地といえますか、地価の割高感というのも影響しているのかというふうには感じております。

横田委員

なかなか分析は難しいですね。いずれにしても人口を急激に伸ばしていくことができる特効薬はありませんけれども、減少に歯止めをかけるといえますか、そういった施策は全庁的にやっていただきたいと思っています。

中には小樽の教育がちょっとあれなので、小樽市以外に子供たちをなんていう、そんな話もちょっと聞こえたり、そんなことは教育委員会、ないですね。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

そうですね。わかりました。

特別支援教育について

先ほど菊地委員から特別支援教育の話が出ましたので、重複しますので割愛する部分もあります。発達障害の種類も一定程度あるようですが、これはだれがどういう病気なのか、あるいは全体の数もまだわからないというお話でしたけれども、4月から3か月やっているわけですので、そういった子がいるような兆候といえますか、その辺まではつかめていないということですか。

(教育) 指導室長

保護者の方から、実際に病院で診断等を受けて、申出があって、その子が例えばLDとかADHDとかと言われて把握している部分は何人かおりますけれども、学校の方でも担任が実際に見て、何かちょっと違うとか、発達障害かもしれないという子も中にはいるのですけれども、その診断については先ほども申し上げましたようにまだ出ておりませんので、十分把握できていないところでございます。

横田委員

私もあまり不勉強でわからないのですけれども、広汎性発達障害(PDD)、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)ということですが、先ほどもちょっとおっしゃっていましたが、2002年ですか、文部科学省によると1学級に6.3パーセントぐらいいるという話ですので、今後いろいろ、また施策で特別支援教育というのを早期に把握をされて、子供たちにしっかりと対応をしていただきたいというのが私の言いたいところであったのですが、佐藤委員からも言いましたけれども、北教組の定期大会議案

集の中の特別支援教育についての記述について大きく報道されましたけれども、これに協力しないのだということですが、先ほどもコーディネーターの指名等々のお話も出ましたけれども、まず、コーディネーターの指名について、これは反対されているようですけれども、現状と指名ができていますのかどうかについてお伺いいたします。

(教育)学校教育課長

コーディネーターにつきましては、現在すべての学校で配置済みです。

横田委員

校内委員会の設置と専門家チームの巡回、巡回相談がありましたけれども、それらについてはいかがですか。

(教育)学校教育課長

校内委員会と巡回相談員についても配置済みです。

横田委員

コーディネーターは管理職ではなくて全部一般の教員ですか。

(教育)学校教育課長

コーディネーターにつきましては、管理職がなっているところもありますし、教員がなっているところもあります。

横田委員

管理職がコーディネーターになっている数を教えてください。

(教育)学校教育課長

管理職がコーディネーターとして指名されているところは、小学校で6校、中学校で5校となっています。

横田委員

コーディネーターの仕事の内容とといいますか、任務とといいますか、それはどうなのですか。校内外の関係者との連絡とか、大変忙しいことになるかと思うのですが、管理職でもよろしいのか。通常一般の教員かと思えますけれども、どうなのですか。

教育部川田次長

このコーディネーターというのは一般的によく言えばまとめ役ですので、例えば保護者とか、それから医療機関、そういった子供のいる機関とか、市教委とか、そういうところでいろいろとお話をするという立場にあります。ですから、校長がなっても何もおかしくはないのですけれども、ただ、小樽市の場合は、今言ったよう11校で校長がやっていますけれども、そのほかの教員は一般の教員が通常子供と携わるといった形ということになっています。

これは今年の4月から始まったばかりですので、学校の体制の中でそれぞれ校長がやる場合もあるし、中には校長と、それから一般の教員と2人でコーディネーターをやっているケースもありますので、管理職がやったらいけないということにはならないと思っていますので、要は子供のためにうまく教員がサポートしていただければいいというふうに思っています。

横田委員

私が心配するのは、校長や教頭がやられてももちろん何でもないのかもしれませんが、例えば一般教員を指名したけれども、指名を拒否されて、それで管理職になったということであれば、これまたちょっと話が違うのではないかという意味でお尋ねしたわけです。

今話を聞きますと、校内委員会から巡回相談も受けているようであります。ということは、北教組の運動方針は小樽では非協力という事実はないということで確認していいですか。

(教育)学校教育課長

特別支援教育に対する北教組の立場ということですが、この制度につきまして組合としての立場は、能力・序列・適格者主義による分離・別学を前提とした制度ということで、基本的には反対の立場をとっていますけれど

も、直接的な行動はとっていないということになっています。

横田委員

いかにも何かそういう答えになったようでありますので、ひとつ特別支援教育は大変だと思うのですが、某紙で 4 月から毎朝、発達障害に関して、「支える教師」でしたか、特集記事が出ており、見えていますけれども、現場は相当大変なようです。相談する患者の例が出ていますので、大変苦勞されている教員をみんなで支えるために、しっかりとその取組をやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

道徳教育について

準用をまとめた中で、道徳教育に関してこういうふうに書いています。道徳は 7 割で不実施だ、形がい化されているものだと。それから、「心のノート」の活用は 9 パーセントにとどまるというふうに記載、これは結果を報告しているのだと思いますが、これについて何度か道徳教育の話をさせていただきましたが、いずれも、教育長の御答弁でもきちんと実施しているということでもあります。この辺の意見の違いといいますか、いや道内ほかは 7 割かもしれないけれども、全部やっているというのか、その辺の御見解をお伺いします。

(教育) 指導室長

道徳教育、とりわけ道徳の時間の指導につきまして、横田委員から本年の第 1 回定例会で御指摘をいただいたところでございます。そのことを踏まえまして、今年度道徳の時間の充実を重点として、4 月から学校訪問、それから校長会議での指導を繰り返しております。小学校長会におきましては、校長、教頭みずから道徳の授業をまず実践しよう、それから教員がやっている道徳の内容について実態を確認しようと、そのような動きも出てきております。また、教員の中でも、全校で取り組んでいこうと、校長に自分の道徳の授業を見てくださいと、実際に授業をやっている教員も出てきているところでございます。

横田委員

そういうお話ですと安心しました。それでも私の方でも検証させていただいて、道徳の授業に関してはしっかりと進めていただきたいと思います。

スクールカウンセラーの取組について

まだまだたくさんのお悩み、50 項目以上ありますので、また後にしますが、この項の最後にスクールカウンセラー活用事業にも反対するのだというふうに言及されております。これも私が昨年質問しましたところ、教育長あてにずいぶん抗議が来て、スクールカウンセラーを廃止せよというはがきが行っているようではありますが、現状とその御意見をお示しいただきたい。

(教育) 指導室長

本市におけるスクールカウンセラーの取組についてでございますが、昨年度は北教組の各分会から、スクールカウンセラーの一方的な配置に反対するという抗議の手紙をいただいたのですが、本年度はまだいただけていない状況なのですが、反対に、教員の相談が大変多くて約 200 回ほど、本市におきましては銭函中学校と忍路中学校を除いた中学校に道費のスクールカウンセラーを 4 名配置しているのですけれども、教員からどんどん相談しているわけなのです。今年の 3 月にはいじめ問題がありまして、忍路中学校と銭函中学校にも道費のスクールカウンセラーを 1 か月間だけ集中配置したのです。そうしたら、4 月の校長会で忍路中学校と銭函中学校の校長から、うちの学校の教員からスクールカウンセラーを配置してくれという声が上がっている。ぜひ忍路中学校と銭函中学校にも定期的に配置していただけないかと、こういう声も聞いているところです。

横田委員

いろいろな組合の見方と、それから現実を、全校がすべてそういうふうになっているのかな、違っているところもあるのかなという認識をしております。それから、特別支援教育も含めて、それから今言ったような支援についてしっかりと、私の方も先ほど言いましたようにちょっと検証させていただきますけれども、進めていただきたい

というふうに思います。

条件付き一般競争入札制度について

旭川市も 4 月から条件付き一般競争入札を導入したようですが、低入札価格調査だと基準額を下回る落札が相次いだというふうに伺っております。今年も 6 月から 1 か月やったわけですが、この発注数、入札数、応札数、調査基準価格以下の入札数、それから最終的な落札率というのをお知らせください。

(財政) 契約管財課長

先ほど報告でも申し上げましたけれども、6 月 20 日と 27 日にそれぞれ条件付き一般競争入札を 1 件ずつ、合計 2 件実施をしております。まず、6 月 20 日でございますけれども、河川改良工事ということで 21 社から応札がございまして、落札結果は予定価格に対して 64 パーセントということでございまして、これが低入札価格調査に該当いたしまして、現在調査を行っている最中でございます。

なお、この工事の入札におきまして、基準価格以下となった入札は 3 通ほどございました。

また、6 月 27 日に入札を行いました小樽港縦貫線道路改良工事につきましては、10 社から応札がございまして、落札率は 94.5 パーセントとなっております。

横田委員

後者は最低価格以下になることはなかったのですか。

(財政) 契約管財課長

なかったです。

横田委員

64 パーセントはちょっとすごいという気がします、あまりこういう低価格で入札が続きますと、当然ですけれども、品質の低下とか、あるいは安全性とかにも影響が出てくると思います。最低制限価格が設定されていると思っておりますが、これを下回ると入札失格になるということだと思っておりますが、これで極めて低い落札は排除するようになっているのでしょうか、旭川市では入札平均額にある一定の率を掛けて算出するので、落札が低くなるとどんどん下がっていく方式なのです。小樽市の場合はどんな算出方法をしているのか。

(財政) 契約管財課長

旭川市は今おっしゃったように、入札金額が低ければ低いほど変動して低くなっていくという変動方式でございますけれども、小樽市の場合は設計金額の直接工事費、仮設費、現場管理費に一定の割合を掛けて出しておりますので、入札金額で変動するというものではないものですから、一定程度のダンピング対策としての機能は果たしているというふうに考えております。

横田委員

落札率の極端な低下、これは今言ったように税金を払っている市民にとってはいいことかもしれませんが、業者にとってはまさしく死活問題というのですか、一定の利益確保がなければ企業経営は成り立たないわけで、あるいは下請とか資材業者にも当然影響が出てくることです。要するに利益無視になってしまえば、結局、本末転倒かな。私たちも業者の味方でもありませんが、やはり小樽市全体のことを考えると、極端な低い落札というのは決していいことではないと思うのですが、今後、入札結果をよく検証していただいて、ひずみが出ないようにお願いをするところでありますけれども、それについてはどういうお考えですか。

(財政) 契約管財課長

小樽市の場合では今お話がありましたけれども、3,000 万円未満の場合は最低制限価格ということで、基準価格を下回ったものは自動的に失格ということになりますし、3,000 万円以上の場合には調査を行うということになってございまして、その中で適正な工事ができるかどうかということ判断して、適正な履行が可能な場合に落札というような方法をとってございます。

今お話があったように、ダンピング受注というのは原価割れとか品質低下が懸念されまして、トータルで見たときに発注者、受注者双方とも利益よりも不利益が多いだらうということですので、私ども今後この条件付き一般競争入札を導入したばかりですので、状況を見ていきたいと思っていますけれども、明らかなそういうダンピングの傾向が見られた場合には、これらの基準の見直しとか入札方式の見直しなども検討していく必要があると思っておりますけれども、当面はしばらく様子を見させてほしいというふうに考えております。

横田委員

一般競争入札の目的というのは、談合をさせないとか、透明性の確保とか、競争性の向上というのか、いい技術をとということだと思っておりますけれども、今、契約管財課長が説明されたように、落札率を下げるのがたぶん本来の目的ではないと思うのです。始まったばかりですから、これからどうなっていくかわかりませんが、旭川市も何か制度をすぐにもう一部改正し始めた、たしか最低落札価格の基準を変更したのか、そんなふうにいるいろいろ検証しながら、悪いところが出れば改善していくというような姿勢だと思っておりますので、落札率が64パーセントというのはちょっと低くて困る。業者にとっては厳しい数字かと思っておりますので、適正な価格で落札ができるようによろしくをお願いします。答弁は要りません。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時15分

再開 午後 3 時35分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

新総合計画について

新総合計画の中身を先ほど御説明いただきましたけれども、2点ほどちょっと心配と思う点がありましたので、一つは、先ほども出ていましたけれども、将来人口の推計で前回の計画では16万人という数字でしたけれども、最終的には2万人近くのかい離があったということで、まずこれをどういうふうにとらえているのか。それと、もう一度、これからのこの人口推計を的確にという表現がありますけれども、考え方について教えてください。

(総務)企画政策室笠原主幹

先ほど説明いたしました基本方針の中で、今、人口の問題ということではいただきましたけれども、単に21世紀プランでは記載のとおりです、今、委員がおっしゃった関係は、各種施策を積極的に展開することで、最大限の人口増加に努めるという形での目標を16万人といたしました。現実には14万人を切るという先ほどの議論の中で出ておりましたけれども、人口減少社会になっておりますので、本市の人口が当然伸びていくということがいいことではあるのでしょうかけれども、一定程度の減少というのはやむを得ないのかなという部分はあるかと思っております。ただ、その人口の落ちていく減少幅といいますか、そういうものをできる限り少なくして、そういうような形で何とか整理をしていければというふうに思っています。

人口問題というのは推計するに当たっても非常に難しい問題ではありますけれども、何とか今後小樽市が発展していくように、そういう部分につながるように設定をしていきたいというふうに考えてございます。

またもう一点、的確にという部分がありましたけれども、いろいろ各庁内の個別の計画なりで人口設定をしてご

ざいますが、そういう部分の検証も含めて、もう一度各種計画での人口設定についても、検証を含めて設定との整合性というものを整理していきたいというふうには考えてございます。

高橋委員

やはり人口をある程度シビアに見ていただかないと、相当狂いが生じると施策的にも厳しいと思いますので、再度要望しておきます。

もう一点は、市民とともにということ視点がありませんでしたが、市民参加がどこまでできるのかというのは非常に問題かというふうに思います。手法を書いてありますけれども、もう少し中身を、どのぐらいの人の意見を吸い取るのか、教えてください。

(総務) 企画政策室笠原主幹

市民参加ということで、資料の 3 ページにございますけれども、まず一つとしては市民意向調査ということで、これは現時点では約 3,000 件のアンケートをやりたいということで考えてございます。それと、地区別と団体別の調査でございますけれども、地区別は基本的にはすべての町会単位で実施したいと考えておりますし、団体別の意向調査につきましても、前回 21 世紀プランの中で整理しております団体数は地区別意向調査は約 180 団体、それと団体別につきましても 200 団体ほど予定してございます。

あとこの団体調査のほかに、市内を 9 地域に分けた地区別の懇談会、また、それ以外の先ほど申し上げたように団体を対象とした懇談会を 8 回ほど現時点では予定してございます。

また、基本構想等の原案等が固まった時点でパブリックコメントを求めていくようなことで考えてございます。

高橋委員

わかりました。

条件付き一般競争入札制度について

次に、条件付き一般競争入札制度の導入ということで、2 点ほどお聞きしたいと思いますけれども、対象工事は予定価格 130 万円を超えるというふうにあるのですが、この 130 万円というのはどういうふうに決められましたか。

(財政) 契約管財課長

130 万円を超える建設工事とした理由でございますけれども、小樽市の契約規則では、予定価格 130 万円以下の工事については、地方自治法の規定に基づきまして随意契約によることができるとされておりまして、それ以外はいわゆる入札によることとなる 130 万円を超える工事すべてを、条件付き一般競争入札の対象とするということでございます。

高橋委員

もう一点、入札方法ですけれども、郵便方式ということでしたが、前にも指摘したように、ぴんときていない方がおりましたので、これについてはどういうふう周知をしたのか。

(財政) 契約管財課長

郵便入札方式でございますけれども、これは平成 17 年度の公募型指名競争入札を導入したときから、郵便入札方式を小樽市でも取り入れることになりました。今回、条件付き一般競争入札におきましても、これまで公募型でやっているということで案内をしてきましたし、また、各業界団体の皆さん、それから市内の登録業者の皆さんにはそれぞれ説明会を開催して、ホームページから郵便入札の表に張る用紙もダウンロードできるとか、あるいは入札に当たっては、指定の期日までに発送して、指定日までに届くようにしなければいけないというような話はさせていただいております。

高橋委員

わかりました。

博物館の新しいパンフレットについて

博物館の方に聞きますけれども、パンフレットをいただきました。それで、何人かの方に見せましたら、どこがどういうふうに変ったのだというようなお話でしたので、あのパンフレットはどういうところに力点を置いてつくったのか、説明願います。

(教育)新博物館開設準備室長

総合博物館の新たなパンフレットに関してでございますが、具体的にどこがどう変わったのかというのが見づらいという御指摘のようでございます。今度分館を併設いたしますので、まずは経費の削減の意味もございまして、分館と本館を一枚物のパンフレットで仕上げております。そんなことで取り組む内容にも若干制限がございまして、情報量が不足しているところは多少あるかと思えます。しかしながら、全体像をまず知っていただくという意味合いにおいては、私ども内部で検討した結果として出ているこの構成で何とか目的を達しているのではないかと考えております。具体的にはどこがどう変わってきたのかということが見づらいということは、我々現場といたしましては、むしろ総合博物館がこういうところですよというところをアピールしたいという思いでつくっておりますので、このような形に仕上がっております。

高橋委員

意見としては、交通記念館と総合博物館とどういうふうに変ったのだという印象なのです。ですから、もう少しPRしたいところが前に出てくるのかと私は思ったのです。いろいろなものを全部説明しなければならないということで、ああいうふうになったと思うのですけれども、そういう点についてはちょっと印象が薄かったというか、焦点を当てて説明されなかったというふうな印象を私は受けたので、そういう話をしたのですけれども、これについてはいかがですか。

(教育)新博物館開設準備室長

なかなか難しい部分かと思えます。ページ立てそのものももう少しボリューム感があれば、その部分ごとに特徴立ててお知らせする、事前PRを意識してお知らせするということはできたかもしれません。しかしながら、ねらいとするところが、繰り返しになりますが、総合博物館の全体像をやはりまず知っていただきたいという、そういう思いが先行せざるを得ませんので、具体的に売り込むパーツよりも全体像というところに、どうしても力点を置かざるを得なかったという結果でございますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

高橋委員

公債費について

まず、財政健全化計画(一般会計ベース)の公債費と財政の概況の11ページ、今後の元利償還額の落ち方が少し変わってきているというふうに見えております。この部分の説明をしてください。

(財政)財政課長

財政健全化計画の公債費と財政の概況の公債費ですが、大きな違いとしましては、財政健全化計画では平成19年度から3年間、国の方で政府資金と呼ばれております財政融資資金と簡保資金、あと公営企業金融公庫資金につきまして、3年間で保証金なしの借換えを認めるという制度が平成19年度から導入される予定になっております。それで、その借換の部分について平成19年度、平成20年度で見てください。この部分で元利償還金が当初漸減していく予定でしたけれども、借換の部分で平成19、20年度ですか、発行額がそこに入っていますが、借換の部分の額が入ってきまして、その償還も見てください。

それで、この財政健全化計画の方で言うと、ちょうど平成23年度からまた上がるような形になっております。これは平成20年度の借換えについて3年間据置きで、ちょうど平成23年度からその元金の償還が出てくるということもございまして、そのような形で一回減るのですけれども、平成23年度にまた増えるというような形になってございます。トータル的には、元利償還金の総額自体は借換えによって減るということで見てください。

高橋委員

借換えの目的というのは、この元利償還金の毎年払う額の圧縮ということでいいのですか。

(財政) 財政課長

借換えした年につきましては一時的に増えますけれども、総体の元利償還金につきましては原則高金利のもの、今、国で 5 パーセント以上で 15 年経過したものとっておりますので、その高金利の部分の利息が安くなるというような形で計画しております。

高橋委員

平成 19 年度、平成 20 年度で予定している借換えの主なものの金額と項目をお願いします。

(財政) 財政課長

一般会計の部分での借換えにつきましては、項目といたしますか、主なものは今お答えできるのですが、中身を言いますと、学校義務教育の関係、港湾整備事業、都市計画整備事業、そういうような事業の借換えを予定してございます。

高橋委員

小樽市財政健全化計画（一般会計ベース）の 15 ページに公債費負担適正化計画の表がありました。率が載っているわけですが、18 パーセントを超えとうまくないという話でした。この表の比率の推移を説明してください。

(財政) 財政課長

公債費負担適正化計画ですが、この一般会計の部分で計画に載せています。15 ページの表で申し上げます。

実質公債費比率につきましては、平成 17 年度の単年度では 19.5 パーセント、それで平成 17 年度まで前 3 か年の平均で言いますと、19.2 パーセントになります。公債費適正化計画で見込んでございます平成 18 年度の実質公債費比率の単年度の率ですが、17.5 パーセントで見えています。それで、平成 16 年度から平成 18 年度の 3 か年平均で申しますと 19.0 パーセント。それで、18 パーセントを切ると見込んでいるのは、現段階では平成 20 年度が単年度で 16.4 パーセントになり、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 か年で 17 パーセントとなる予定で計画しております。

高橋委員

この率の大きな計算要素としては、標準財政規模で割っているということによろしいですか。

(財政) 財政課長

計算ですが、標準財政規模を分母にするわけなのですが、その際、交付税で見込んでいる額、交付税で算定される額、公債費の中に交付税で元利償還金を見てもらえる項目がありますので、その項目を分子、分母から引くというような形です。

高橋委員

そうすると、例えば公債費が毎年同じであれば、標準財政規模が小さくなると率は大きくなるということによろしいですか。

(財政) 財政課長

まさにそのとおりでございます。

高橋委員

それで、私が気にしているのは、この計画の後でして、これからどうなっていくのかというのが実は知りたいわけなのです。公債費、元利償還金というのはいろいろな工事とか事業の積み上げですから、この数字はずっと追いかけられるわけですね。ベースとしてはシミュレーションしているかもしれませんが、ぜひつくてほしいのは、これの 10 年なら 10 年、15 年なら 15 年のこのベースとしての考え方です。これがどういうふうになっていくのかという押さえが私は欲しいというふうに思っております。この点についてはいかがですか。

(財政) 財政課長

今ありました財政健全化計画、一方の元利償還金の状況なのですが、先ほども一部説明させていただいたのですが、先ほど言うのを忘れた部分がありまして、計画につきましては平成18年度で借りた起債とか、今のところ、財政健全化計画の中で予定している事業に係る起債の部分を一応見て、元利償還金を出してございます。

それで、先ほどありました借換えの関係で、平成23年度のときにまた70億円台に戻るわけなのですが、ここから借換えの分の元金の償還が始まるということで、これ以降につきましては順次減っていく予定でございます。

先ほどありましたように、今予定している平成19年度以降の起債とか、ある一定の条件の下、財政健全化計画では借りる起債、平成15年度単年請求ですから、見ていますので、その前提条件の下でシミュレーションすることは可能でございます。

高橋委員

この表でいくと残高と毎年の償還額、この関係性をぜひ10年ないし15年で作ってもらえませんか。メモ程度でいいのですが、それができたらいただきたいと思います。

(財政) 財政課長

先ほども言いました一定の条件の下で計算して、それを示したいと思います。

高橋委員

もう一つ要望があるのですが、財政の概況の12ページに、今、一般会計、企業会計、特別会計の推移しか載っていないのですが、それも一定条件という条件付でいいのですが、これも10年ないし15年先のシミュレーションをぜひしていただけないかというふうに思いますが、いかがですか。

(財政) 財政課長

一般会計の部分はうちの所管なのですが、企業会計の部分、今後予定している事業とか、その辺のことを確認しまして、恐らく利率につきましては一定の条件になるうかと思うのですが、それにつきましては企業会計の方と相談させていただきたいと思います。

高橋委員

ぜひよろしくをお願いします。

救急活動について

次に、消防本部に伺います。

救急活動についてですけれども、救急車の台数、救急隊員の数、救急救命士の数をそれぞれ教えてください。

(消防) 警防課長

救急車の台数及び救急隊員の数についてですが、救急車につきましては高規格救急車2台、普通救急車3台、普通救急車の予備車1台、合わせて6台となっております。

また、救急隊員の数につきましては、専任の救急隊員が30名3台、兼任の救急隊員につきましては2台で37名、うち救急救命士の資格を取得している者が13名でございまして、救急の隊員数は合計で67名となっております。

高橋委員

救急救命士というのは、これは毎年増えていく予定ですか。

(消防) 警防課長

救急救命士の資格養成につきましては、毎年1名程度の養成と、資格を取得している者の採用がある場合もございますので、現段階では毎年1名ないし2名の増員を図っているところでございます。

高橋委員

次に、直近5年間の出動回数をお願いします。

(消防) 警防課長

直近 5 年間における救急出動件数につきまして報告いたします。

平成14年度中につきましては5,516件、15年度中につきましては5,811件、16年度中につきましては6,098件、17年度中につきましては6,245件、18年度中につきましては6,175件となっております。

高橋委員

平成18年度を除いて着々と増えてきているという格好ですね。それで、この出動回数のうち運ばれた方の年齢というか、小さい子供、成人とか高齢者とかがあると思うのですが、高齢者の割合がわかりましたら教えていただけますか。

(消防) 警防課長

総務省消防庁の統計では新生児、これは生後28日未満として統計をとり、乳幼児につきましては28日以上 6 歳、少年が 7 歳から17歳、成人は18歳から64歳、高齢者は65歳以上という統計のとり方をしているところでございます。今、お話のございました高齢者と言われる65歳以上の方の搬送比率でございますけれども、平成18年度に限って申し上げますと55.73パーセントとなっております。また、5年間の平均の率でいきますと、52.1パーセントの方が高齢者の搬送というふうになります。

高橋委員

半分以上が高齢者ということですね。この高齢者も毎年増えてきている傾向にあるということによろしいですか。

(消防) 警防課長

高齢者の搬送比率につきましては、この各 5 年間毎年増えてございます。

高橋委員

心配している点は、実はうちの近所にも何人かいるのですが、タクシーがわりに救急車を使うというお年寄りがあります。それで、実際に東京の方でも問題になってはいますが、本当に救急で行かなければならないところに来られないという、こういう実態が結構あるようです。小樽市ではそんなに聞かないのですが、その救急車の台数、救急隊員も含めて現状ある程度充足されているのか、それとももうぎりぎりのところまで来ているのか、教えてください。

(消防) 警防課長

当市の救急車の台数につきましては、国の整備指針に基づく台数からいきますと充足はされてございます。

また、件数につきましても6,000件を超える件数となっておりますので、確かに多いけれども、現段階では救急搬送そのものに支障を来すという状況下にはなってございません。

また、今、高橋委員のタクシーがわりでというお話がございましたけれども、私ども119番を受報した段階で、タクシーが来ないので救急車を呼びましたという話はございません。あくまでもぐあいが悪いから来てほしいのだと、どこかが痛いから来てほしいのだという御本人の救急要請でございますことから、その段階での判断は非常に困難でございます。

また、私ども救急隊が現場に到着しまして、いろいろ御本人の既往歴やかかりつけの病院等も確認してございますけれども、この中で結果としてグレーゾーンであれば、私どもが運んでいる状況下でございます。見た感じが元氣そうだからタクシーで行きなさいというようなことで、救急車が引き返すということは非常に難しさもございまして、また市民の目から見ると、救急車が来たけれども病人を置いて帰ったというようなことにもなりかねないということで、私どもの方は、受けた段階での判断としても難しく、また、あわせて現状での、医師ではございませんので、そういう難しさがございますので、おおむね搬送させていただいているということでございます。

高橋委員

なかなか難しいですね。それで、お年寄りの方も非常に知恵がたけているというか、救急車で行くとすぐ診てく

れるのだと、タクシーで行ったらすぐ診てくれないのだと、そういうことです。それがいい悪いというのは別にしても、過重な負担が救急隊員にかかっていないのかというのが実は心配なのです。もしかしたらもう 1 台増やして、もう 1 班体制をつくらなければならないのかという心配をしているのですけれども、今のところは大丈夫だということによろしいですね。

(消防) 警防課長

現段階では現体制で対応可能と、私どもの方は判断しているところでございます。

高橋委員

よろしくをお願いします。

ホームページについて

ホームページについてお聞きします。

1 課 1 ホームページについて確認したいと思いますが、その前に平成18年度から平成19年度にかけてアクセス数の推移を教えてください。

(総務) 広報広聴課長

ホームページについての御質問ですけれども、今年の 3 月にサーバの移行がございまして、平成19年度のアクセスのカウントにつきましてまだ解析が終わっておりませんので、この数字については、はっきりしていないものですから、答弁は差し控えさせていただきます。

それで、それ以前のアクセス数でございますけれども、例えば平成16年度から 3 か年について、トップページへのアクセスですけれども、平成16年度が45万1,513件、17年度が51万5,673件、18年度が61万4,954件。年々少しずつ増えている状況でございます。

高橋委員

それで、先ほどの話に戻りますけれども、1 課 1 ホームページということで目標がありました。それで、現在、庁内に幾つの課があるか教えてください。

(総務) 広報広聴課長

小樽市役所の課の数ということでございますけれども、ホームページの担当ということでは、例えば観光振興室、室があったり課があったりということでございますので、そういうのを加味して広報広聴課で押さえているのが、市長部局の方で60、それから消防本部とか水道局、教育委員会など委員会なども含めまして32、合計92程度が必要でないかというように考えてございます。

高橋委員

この92のうち、実際にアップしている課というのは幾つですか。

(総務) 広報広聴課長

現在、例えば保健所のホームページ、小樽病院のホームページとか、そのように出している部分が10ございます。その中に、例えば保健所であれば 3 課ございますし、小樽病院については 2 課ございます。そういうことで10ホームページで網羅しているというか、カバーしている課などは合計で28ございます。先ほど申し上げました92のうち28ですから、3 割程度はアップされているというふうに考えてございます。

高橋委員

大きな要因と対策についてお願いします。

(総務) 広報広聴課長

3 割程度におさまっているということですが、これにつきましては職員が、例えばワード、エクセルとか通常使っているソフトについては十分使いこなしているわけですが、ホームページ作成ソフトにつきましては日常業務で特に使っているものではございませんので、個人的にホームページを作成しているとか、そのような

方でないとなかなか技術的に習得していくのは難しいというふうに思います。それが進まない要因ではないかと考えてございます。

その対策でございますけれども、全庁的な講習会を開催したこともございますが、なかなかその講習を行ったときにはある程度習得されるのですけれども、実際使う場面がないと、せっかく覚えたことも忘れてしまうとか操作がうまくできないというようなこともございまして、現在はホームページを作成したいという意欲のある課につきまして個別に対応しています。実際に今あるホームページをどのように改良するのか、どのように修正していくのか、そういう具体的なものを個別に指導しているものですから、覚えも早く、すぐ身につけているようです。

ですから、今後、全庁的な講習会につきましては、要望が強くなれば開かなければいけないかなとは思っておりますけれども、現在のところ、そういう個別の研修で対応してまいりたいと考えてございます。

高橋委員

要望なのですが、この92の一覧表をつくってくれないですか。それで、作成中のものは作成中で丸をつけるとか、準備中のものは準備中でどういう準備をしているのか、そして検討中は何を検討しているのか、そういう備考欄みたいなものを設けていただいて、多少時間がかかってもいいですけれども、つくっていただけますか。

(総務) 広報広聴課長

その資料については、それではまとめて提示したいと思います。

高橋委員

ぜひよろしくをお願いします。

適正配置計画について

教育委員会に聞きます。

学校適正配置等調査特別委員ではないものですから、中間報告を確認させていただきました。まず全体スケジュールはどうなっているのか、いつまでに計画をつくるのか、いつから実施していつまでに終わらせるのかというのを説明してくれませんか。

(教育) 山村主幹

今後の学校規模配置検討のスケジュール、全体的な流れということで話をさせていただきます。

現在、小樽市立学校の規模・配置のあり方については、市民から成る検討委員会に教育長が諮問をいたしまして、そこで御審議をいただいているところです。それで、今般、中間報告が出ておりますが、それを踏まえまして、この検討委員会では今年の秋、9月末ぐらいを目途に答申をいただけるのではないかとというふうに思っています。その答申を受けて、教育委員会で計画案の策定に入ります。当初予定では今年12月ぐらいまでに計画案を策定していきたいと。そして、その後、その計画案に対してパブリックコメントを経て、平成20年6月ぐらいを目途に適正配置計画を策定し、そしてその後およそ2か年度程度、それぞれの地区で地区別の協議会などで具体的な個別課題について協議をいただいて、平成22年4月を目途に適正配置計画の年次計画がスタートするという当初のスケジュールです。

ただ、この当初のスケジュールにつきまして、現在、中間報告、市民からの意見募集をしてございますけれども、その意見募集を踏まえて、先ほど申しましたように検討委員会で答申という運びになるわけですが、その答申が9月ぐらい、あるいは市民意見の内容やボリュームによっては、それがずれ込むことも少し考えられるのではないかと。さらにまた、答申を受けた後の教育委員会の作業として、先ほど12月ぐらいまでに計画案を策定と申しましたけれども、それももう少し時間を置きながら、計画案づくりの余裕を持って進めていきたいというふうに考えているものですから、最終的にはもう少しゆとりを持った進み方になるのではないかと現在の段階の感触でございます。

高橋委員

平成22年4月スタートというのは、これはもう譲れないということでもいいのですか。

(教育)山村主幹

現在のところ、先ほど申しましたように平成22年度からのスタートということで、それを今の目標と置いてスケジュールを考えてございます。しかしながら、先ほど言いましたように全体的な流れというか、スケジュールが、年度で考えますと、平成22年度そのものも繰延べといいますが、そういうようなことの可能性も今段階ではあるのではないかというふうに思っています。

高橋委員

それで、私が一番確認をしたいのは、例えば、案が決まった段階で、その学校と地域の方と前みたいにお話をするという、そういう構図でいいのですか。

(教育)山村主幹

地域の方への案の説明という部分でございますけれども、基本的には教育委員会で策定した計画案について、地域あるいは関係団体に対して説明をしていくということで考えてございます。その際には、具体的に解消する地域に入っていきのと同時に、これはもう今回、全市的に見直しということの観点でございますので、先ほど申しましたパブリックコメントという手法も使いながら、幾つかチャンネルを持ちながら説明及びそれに対する御意見を聴取していきたいというふうに考えております。

高橋委員

中間報告の9ページなのですが、保護者や地域住民との共通理解、これが必要なのだという話でした。前もありましたけれども、共通理解に立った上で納得してくれるのかということなのですが、そういうところが難しい。それで、共通理解までも前はいいなかったのではないかと、要するに一方的に押しつけられたという、そういうイメージがありますから、ではその作業をいつするのかというのが私の一番聞きたいところなのですが、その辺をちょっと具体的に説明してくれませんか。

(教育)山村主幹

小学校の適正配置計画案、取下げした計画案の中で、幾つかの点でそれぞれ地域あるいは保護者から御意見と御指摘をいただいたわけですが、通学上の安全のこととか、あるいは準備期間などという部分がございます。同時に、何よりも計画案自体が全市的な適正配置を行うという視点が不足しているのではないかと。あるいは計画策定過程に幅広い見方を取り込むという部分が弱いという大きな二つの指摘が結果としてあって、その部分は私ども重々反省をしているところでございます。

そういう観点から、今般、在り方検討委員会に諮問をいたしまして、まず幅広い見方を取り込むという観点、それから、その中で計画策定過程については、先ほど言いました地域での説明あるいは意見を聴取するというやり方の一つとしてパブリックコメントを使っていくとか、あるいは検討委員会に委員を派遣していただいている関係団体から計画案の段階で意見交換会をするというようなことで、本計画の策定に当たっては市民の意見を取り込むようなシステムをつくっていきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

よくわからないのですが、具体的にどういうふうに市民を味方にできるのかというのが一番大きな要素だと私は思うのです。極端な例で言えば、どうせまたぼんと出たら署名運動をやればいいのだと、そういう人も中にはいます。ですから、市民の方々がこれはしょうがないのだと、納得するしかないのだというような案を、100パーセントとは言いませんけれども、そういうものができるかどうかという、そういうふうにつくっていかれるかどうかというのが非常に問題なのです。そのプロセスも、ではどこまでその地域の中に、それから市民の中に入っていかれるか、それが私は重要な要素だと思うのです。そうでなければ、また同じようなつを踏んで、結局は何だったのかという話になりますから、その辺はいかがですか。

教育部長

高橋委員がおっしゃるとおりの部分もあると思います。それで、昨年スケジュールを示したその考え方というのは、先ほど山村主幹が言いましたとおり、秋、9月をめぐりにこの検討委員会からの答申をいただいて、12月に教育委員会としての計画案をまとめる。これを見ますと3か月ほどの期間しかないわけです。それと、さらにその案を、パブリックコメントを含めて12月にまとめたものを皆さんに示して、御意見をいただいて、案がとれるのが6月というのが当初考えていた私どものスケジュールで、そういう中で非常に窮屈ではないだろうかというのが、今までいろいろ議員の方からも議会の中でも御議論いただいております。それから、先日の委員会の中で佐藤委員の方からも、PTAの今の状況からいくと年度末に差しかかる。それで、旧のPTA体制の中で、そういう説明を受けてもなかなか難しいのではないだろうかという御意見もいただきました。

そういう中で、私ども今の状況を考えますと、耐震化の問題とか、財政的な問題、当然どういう形でやっていくか、これからの御議論でございますので、全市的にやっていった場合に、どの程度の広がりで行っていかねばならないのかというのが、これからいろいろ出てまいります。そうすると、この3か月の中でできるということは、非常に厳しいのではないかとということの中で、先日の委員会で、少しこの日程的な見直しをしていく必要がたぶんあるのではないだろうかという感触の中で、答えをさせていただいて、先ほどの山村主幹のような説明になっております。

したがって、細部はこれから私どもさらに検討して詰めていかないといけないわけですが、いずれにいたしましても、やはり市民の皆さんの御理解をいただけるような形の計画をつくっていかないとなりませんし、それから、いろいろなそれを裏打ちできる形、いわゆる机上で考えただけではやはりまずいだろうというふうに思っていますので、それらも含めて少し私どもは軌道修正といえますか、スケジュールからいうと無理なスケジュールはやはり避けるべきだというふうに考えておりますので、そこの詰めはこれからのことになると思います。

ただ、耐震化の問題とか学校の老朽化等、いろいろ整備の問題を考えていきますと、いつまでもまた引き伸ばしできるかという問題もありますので、そこら辺もいろいろ重々考えながら、私どももスケジュールをもう少し弾力的に考えながら、なおかつあまり引き伸ばしもできないだろうということで、そのためにもやはり市民の皆さんが納得できるような、そういう案を示していかないといけないだろうというふうに思っていますので、そこを御理解いただきたいというふうに思います。

高橋委員

部長の言われるとおり、市民の中に入って、労力を惜しまないでやっていただきたいのです。というのは、いつもこういう話になると、教育委員会で一方的に決めてきたものを押しつけるというイメージが物すごく強いのです。ですから、ある程度意見も聴取し、意見交換もしてきた、そういう積み重ねの上に立って案をつくらなければ、同じつを踏むと私は思うのです。ですから、ある程度マンパワーは必要かもしれませんけれども、ぜひその辺は精力的にやっていただいて、ある程度やはり決めないと、部長が言われるようにできませんから、そういう辺も含めて、再度教育長にその辺の決意といいますか、考え方をお聞きします。

教育長

前回の取り下げた計画は、小樽市の幾つかのブロックのうちの2校、3校に限って説明いたしまして、話を進めてきたところでございますが、当然参加した人方は何で自分の学校だけが該当するのかということで、そういう反省に立ちまして、このたびは全市的に小学校、中学校の見直しを考えたところでございます。

それで、何よりも保護者、父母の方々、地域の方々に理解を得るためには、先ほど部長並びに担当から話がありましたように、今ある校舎が地震等に耐えられる校舎か、また、子供たちの安全が確保できる校舎かという視点を踏まえまして、必ずどこかの校舎に手を入れなければだめなわけですから、そのとき単独で手を入れることもありましょうし、2校、3校あわせて一つにして手を入れるという考えもございまして。前回までは、ただAという学校

からBという学校に移ってもらってという視点で物を進めてきたわけですがけれども、今回の場合には単なる学力うんぬんと、それから財政的な面だけでなく、子供たちの安全とか、そういう大きい視点から保護者に問いかけ、また保護者の御意見もいただきながら、若干スケジュールは遅れる考えもなきにしもあらずでございますが、慎重に小樽の小中学校の適正配置に向け努力してまいりたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

財政再建計画について

これまでも言われてきていましたが、財政健全化計画の中で財政の悪化の要因と言います。要因について、特に歳入に係る部分でどういうふうに押さえているのか。

(財政) 財政課長

財政悪化の要因ということですが、やはり大きい部分は、財政健全化計画の中でも書かせてもらっております、まず一つは、市税収入の減少です。これは中にはいろいろ要素があるのですが、税制改正とか人口の減少、小樽地域の景気の低迷等々あるかと思いますが、この減少がまず大きかったということ。

それともう一つ、歳入の方で大きな割合を占める地方交付税、三位一体改革の中で、地方交付税の削減が行われた。特に平成16年度のときに大幅に削減された。このことがやはり歳入の面で大きな要素であるというふうに認識しております。

佐々木委員

市税収入の減少というところにおいて、もう一つ収納率の関係が話題になりました。いわゆる収納率が下がっていくという要因は何ですか。

(財政) 納税課長

収納率の関係なのですけれども、ただ予算特別委員会の総括質疑でも言いましたけれども、平成18年度の現年課税分は若干上がってはいるのです。そういう点では、多少収納率についてはちょっと見直しできたかなというところはあと思っています。

佐々木委員

この6月に入って、どんとサラリーマンにとってはショックがあったのではないかという感じがします。市税収入の関係は、病院とか上がった部分もあるけれども、問題は地方交付税の関係です。小樽市の財政における地方交付税の占める金額について、平成16年度、17年度、18年度がわかれば教えてください。

(財政) 財政課長

それでは、平成16、17、18年度の3か年で申し上げます。

普通交付税、特別交付税を合わせまして、平成16年度が156億9,000万円、平成17年度が157億8,000万円、平成18年度が154億1,000万円です。伸び率でいきますと、平成16年度が対前年度比で3.2パーセントの減、平成17年度は対前年度比0.6パーセントの増、平成18年度が対前年度比2.3パーセントの減になってございます。

それで、先ほど言いました平成16年度の財政というのが、交付税が大幅に減と答弁したのですが、交付税だけとらえると3.2パーセントの減なのですが、当時、交付税の考え方として臨時財政対策債の部分というか、交付税から分化している部分というのがありまして、それと合わせたときに、たしか平成16年度の地方財政計画の中で12パーセント減少するという計画が平成15年10月末か11月ぐらいに地方財政計画の案ということで示されて、その影響が当時、地方財政にとっては大きかったというふうに認識しています。

佐々木委員

小樽市は地方交付税に頼る部分が多いというふうに思っているのです。それで、歳入の中における割合を示していただきたい。

(財政) 財政課長

直近の平成19年度予算ですか。

佐々木委員

いや、実績だから平成18年度でもらった方がいい。

(財政) 財政課長

済みません。少々時間を下さい。申しわけございません。

佐々木委員

後で下さい。小樽市における地方交付税の割合というのは、たぶん高いと思うのです。平成18年度の決算も出ていませんけれども、見込みも含めて平成19年度、地方交付税が国の段階では確定しているように私の調べがついているのですけれども、平成19年度の地方交付税の内容はどうなりますか。

(財政) 財政課長

国の方の地方交付税の額につきましては、地方財政計画の中の一部としてもう決まっております。平成19年度の小樽市の状況ということなのですが、予算を組む段階では国の伸び率とか、交付税の算定の中の一部である元利償還金の部分である程度算定できるものは算定しまして、予算は見込んでございます。国の伸び率もマイナスの伸び率ということなので、小樽市の交付税の見込みについてもマイナスで見えております。

その中で、平成19年度から新型交付税の部分ですか、面積と人口による算定の仕方というものもございました。それと、あと「頑張る地方応援プログラム」ですか、そういう部分も新たに加味するというふうなこともありました。実際毎年のことなのですが、本推計が終わらないと。

佐々木委員

何が終わるのですか。

(財政) 財政課長

本算定というか、交付税の算定が今月中にございます。その状況の中で、もし額が決まれば、予算と決算にどれだけ差があるのか、前年度と比べてどういう差があるのか。また、交付税の制度改革の中でどれだけ影響があるのか、そういう部分で検証なりはしてございます。

結論から言いますと、こういうことを言っているのかどうか、本算定が終わらないとわからない部分がございまして、なかなか状況はわかりません。今の状況からいくと、確かに国がマイナスなので、予算でもマイナスということなので、私、財政の立場からすれば予算の額は確保したい。さらに欲を言えば、前年度並みぐらいになれば一番いいのかなと思っています。見込みについてはちょっと難しいものがございます。

佐々木委員

後の質問にも関連するのですが、一般交付税の地方交付税の中にいろいろな内容のものが入ってきていると思うのです。よく委員会なりで問題になるのは、例えば学校図書費というものも、交付税の中に組み込まれていると聞くのですが、それは算定基準といいますが、算定の基になっているものという部分はあるのですか。

(財政) 財政課長

交付税の学校関係経費につきましては、普通交付税が今月中に決まるという先ほど申し上げた部分なのですが、一応小学校、中学校費という二つの分け方をしております。さらに小学校費の中には児童数で見ている部分、学級数で見ている部分、学校数で見ている部分、この三つがございまして。それで、それぞれの中で見ている経費というのは、当然学校の維持・管理に要する経費とか、需用費とか、細かいことを言えば需用費ですから、備品費とか、

燃料費とか。あとその中でもう一つあるのが、密度補正というか、かさ上げする部分で、今回補正予算の中でもありますスクールバスの運行経費というのもの、その中で見ております。当然北海道は寒冷地でございますので、先ほどありました維持管理費についても、寒冷度というものでちょっとかさ上げというか、そういうことも普通交付税の中ではやってございます。

佐々木委員

国からの金額が一定程度入っているということで確認しますが、先ほどから特別支援教育の関係については第 1 回定例会のときには 100 万円の予算をつけて組織づくりをする。国が特別支援教育に力を入れるということなのですが、この部分については新年度の地方交付税の中に組み込まれてきますか。

(財政) 財政課長

今ありました特別支援教育の関係の普通交付税の関係なのですが、一応、平成 19 年 4 月 20 日付けで、総務省から各都道府県知事あてに「地方財政運営について」ということで、毎年大体 4 月 20 日前後ですが、通知がなされます。その中で、特別支援教育の充実ということで、特別支援教育の支援員の配置に関して地方交付税措置をするというふうに明記がされております。具体的に言いますと、総務省の担当者が書いています「地方交付税の改正」ということで冊子がございます、その中で説明している部分でいけば、普通交付税の計算の中の単位費用という、交付税の用語で申しわけないのですが、先ほど言いましたもろもろの経費を先ほど言った児童数掛ける単位費用とかで見ると、その中で見るというふうに書いてございます。

佐々木委員

そういうことでいろいろな解釈をしているわけですが、予算の裏づけがない中で進めるということは、非常に地方財政にとって厳しいということなんかもあると思います。それも今月末に一定の数字が出てくるということで、出てき次第、私も報告を受けたいというふうに思います。

確認ですけれども、行財政改革の関係で財政再建の問題。ここのところを整理したいと思いますが、今まで地方財政改革を進めてきた中と新たな財政再建計画をミックスする形で整理していくと、こういう流れにあったかな、その経過といいますが、現状について。

(財政) 中田主幹

平成 18 年 2 月に財政再建推進プランの実施計画という形で策定させていただきました。その計画につきましては、前年の財政再建推進プランをつくりまして、その具体的な手続を盛り込んだ計画でございます。その計画は、あわせて行政改革の 3 次の実施計画がございますけれども、それを取り込むような形で行政改革の方を整理統合して、財政再建推進プラン実施計画の方に一本化して、行財政改革に取り組んでいるという形になってございます。

それと、今の財政健全化計画との関係でございますけれども、財政再建推進プランの実施計画は、計画期間が平成 17 年度を始点として平成 21 年度までの計画でございます。そして、それ以降、平成 18 年度中に地方債制度が許可制から協議制に変わっていったり、それから夕張市の財政破たんによって端を発し、不適正な会計処理の見直しというような部分が出まして、いろいろ小樽市を取り巻く財政状況が非常に厳しくなって、ハードルが高くなりました。そして、そのために新たな財政健全化計画というものを、先ほど財政再建推進プラン実施計画は平成 21 年度までの計画ですけれども、平成 24 年度に累積赤字を解消するという計画をつくったところでございます。それで、一応内容としては財政再建推進プラン実施計画に盛り込まれた事業を着実に実施して、それをさらに一步踏み込んだような形で、この財政健全化に臨むという形にしております。

佐々木委員

私の方で資料とさせていただき各年度の事務執行状況説明書というものがつくられています。この記述の仕方は、平成 17 年度の関係については事務事業の見直し、組織・機構の見直し、外郭団体の見直しという表題です。こういう形で盛られて内容が書かれております。この記述の仕方というのはいろいろあると思いますけれども、平成 18 年

度の事務事業の行政改革のまとめはできておりますか。

(総務)阿部主幹

ただいまの平成18年度の事務執行状況の部分でございますが、これにつきましては現在各部にこちらの方で照会をかける中で、この部分の行革うんぬんについては、今これから調査する段階でございます。ただ、こちらの方で現在把握している部分で話させていただいてよろしいですか。

まず事務事業の見直しということでは1点、雇用者の集中管理の拡大充実というのがございます。それと1点、組織・機構の見直しという部分で申し上げますと、平成18年度におきましては室・課などの統合はございませんでした。

グループ制の導入につきましては、建設部まちづくり推進室におきまして、まちづくり推進課と都市計画課で導入されております。それと、建設部建設課、消防本部総務課でのおおの導入されております。それと、水道局ではサービス課から管路維持課というものを分離いたしまして、そこでグループ制を導入しております。

それと、続きまして外郭団体の見直しということでは、株式会社小樽交通記念館を解散いたしまして、平成18年4月1日から清算事務を行いまして、同年秋に解散総会を行っております。

それと、定員管理と給与の適正化ということでは、職員数の削減につきましては引き続き行っておりますが、手当ということでは、管理職手当の削減を継続して実施してございます。管理職手当は部・次長職で13パーセント、課長職で8パーセントの削減を継続して実施したものです。

特別職の給与ということでは、平成17年度から18年度に市長については20パーセントから25パーセント、助役については15パーセントから16パーセント、教育長については12パーセントから13パーセントで、それぞれ削減率を拡大しています。

職員給与ということでは、平成17年度5パーセントを平成18年度7パーセントへ削減率を拡大してございます。

あわせて職員の特典勤務手当、嘱託員の報酬、臨時職員の賃金、各審議会委員報酬の削減を平成17年度に引き続き行っております。

経費の節減、合理化という部分では、小樽第二病院の給食調理業務を民間委託化してございます。それと、家庭系ごみの収集業務の民間委託の拡大をしてございます。

平成18年度の主立ったものについては以上です。

佐々木委員

後で整理をされて、財政効果等も提示できるのですか。

(財政)中田主幹

財政効果でございますけれども、昨年も第3回定例会の総務常任委員会に報告をさせていただいておりますけれども、その形と同じような形で整理させていただきたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

ライフライン体制の取組について

防災関係ではさまざまな対策会議を開いたり、訓練したり、いろいろな内容のものになっていると思うのですが、ライフラインの関係で関係機関と協議をしながら訓練をしたということが、平成17年度にあったのです。このライフライン体制の取組は平成18年度ではまだ続いているのか。

(総務)黒澤主幹

今、御質問の通信連絡訓練でございますけれども、ライフライン関係機関との相互の連絡体制の強化を図るとともに災害情報の共有化などを目的といたしまして、平成17年12月20日、これにつきまして北海道電力小樽支店、NTT東日本北海道小樽支店、北海道ガス小樽支店、小樽市水道局、私ども防災担当、この間におきまして通信訓練という形で実施いたしました。

この訓練では、いわゆる災害時における機器の障害やトラブルなどを想定いたしまして一般加入電話、携帯電話、ファクス、メール、これによる複数の伝達手段で訓練をいたしまして、終了しております。平成18年度ですけれども、これは実は実施しておりません。ただ、緊急時に連絡がとれる体制は維持しているところでございます。この通信訓練につきましても実施から1年半が経過しておりますので、それでまた、担当者がかわってございますので、またこれは時期をとらえまして、ライフライン関係4機関との訓練を実施していきたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

よく危機管理の問題だとか言われていますから、これは結構な予算を組むのですか。

(総務)黒澤主幹

いえ、これについては先ほど言いました、いわゆる一般加入、携帯電話、ファクス、メールですので、防災担当の方から今こういう災害が起きているということで、4系統で各機関に流しまして、それを災害状況、被害状況を配してもらおうという形でございますので、予算はかかってございません。

佐々木委員

訓練はやはりやった方が緊急のときには対応できると思うので、重ねて要望いたします。

国際交流について

国際交流の関係について質問します。

今、姉妹都市になっているダニーデンとナホトカ両方との歴史的な経過、そして現在の状況について。

(総務)保科主幹

姉妹都市関係の歴史的なつながりということでございますが、ダニーデン市につきましては委員御存じのとおり、マトンの輸入ということで始まりましてのが昭和55年、1980年7月25日に姉妹都市提携をしております。一方、ロシア連邦のナホトカ市でございますが、これは昭和41年、1966年9月12日に姉妹都市提携をしておりますが、これは小樽市とナホトカ市というのは、日本海を隔てて相対する貿易港を持つ間柄ということで、姉妹都市提携をしています。

佐々木委員

姉妹都市の交流の関係では、ダニーデン市とは25年を超えたのですね。ナホトカ市とは40年を超えた。その間に、これから姉妹都市の拡大というのか、この辺のところの動きというのはつくっているのですか。

(総務)保科主幹

姉妹都市の拡大ということでございますが、昨今の財政状況等にかんがみるになかなか難しいのですが、現在、民間団体同士の交流が盛んになっているのが、ソウル特別市の江西区との交流でございまして、それぞれの民間団体の交流協議会が立ち上がりまして、昨年の8月に友好交流提携というもの、現在、主にそういったものができています。

佐々木委員

その関係の部分は拡大していくという気持ちと、これで限度ということでとらえていいのですか。進めるということ。

(総務)保科主幹

江西区との交流につきましては、今着実に交流が深まりまして、今年の8月に小樽の少年野球チームが向こうに行って、向こうの少年野球チームと親善試合をすとか、そういった民間の交流が盛んになってきておりまして、そういった交流がどんどん広がって市民の間にも浸透もしまして、これは仲よくやれるのではないかとというようなことになりましたら、そのときは市と、向こうは区ですけれども、その間で友好都市という、そういったことも考えられるかとは思います。

佐々木委員

要望したいと思います。

国際ボランティア登録制度について

国際交流ボランティア制度というのが今回立ち上がって進めてきていると思いますけれども、その現状と今後について聞かせてください。

(総務) 保科主幹

国際交流ボランティア登録制度の件であります。これは平成11年度から始まっておりまして、現在、通訳・翻訳登録者数で36人、それからホームステイ登録家庭数ということで27家庭あります。このホームステイ登録家庭数につきましては、今年の1月に小樽商大と提携しまして、商大の方も10家庭ぐらいのホストファミリーを持っています。市でも持っています。ばらばらに持っていたのを今一緒にしまして、去年までは市だけで13家庭だったのですが、それが今27家庭ということで、キャパシティを増やした状況であります。

それから、今後のことですが、現在、地方におきましても国際化ということがますます盛んになっていくと思いますので、商大の留学生も今76名程度ございますし、450名程度の在住外国人がいます。それから、外国からの観光客の受入れということで、延べの宿泊者数で昨年度4万3,000人程度いまして、小樽の国際化というのが進んでおりますので、こういったボランティアがますますこれから重要になっていくと思います。また、この通訳者というのは、急に育てられたり集めたりすることができるものではありませんので、日ごろのネットワーク、商大とか、市内の国際交流団体、それから道との連携を密にしまして、そういったものをこれからも深めていきたいと思っています。

佐々木委員

職員の通訳は現状どうなっていますか。

(総務) 保科主幹

職員の数なのですが、一般ボランティアの中に登録されている方が2名おりまして、今年の3月に市長の指示で、庁内の職員の方にこういった登録ができる人はいないかということで声をかけをしたところ、さらに8名新たに登録者が出まして、ありがたいことに中国語とかハングルとか、そういった頼もしい助っ人もいたのですが、合計10名の職員の方が登録されている現状でございます。

佐々木委員

期待しております。

発達障害者への具体的な政策検討について

先ほど特別支援の関係がありましたけれども、平成17年第4回定例会のときに陳情が上がってきて、総務常任委員会として採択した経過があります。発達障害者への具体的な政策検討について書いている陳情ですけれども、陳情の趣旨の最後の部分については、小樽市の中で福祉部、教育委員会などの関係部署及び当事者団体の親の会も参加できる検討委員会を設置していただきたいと、こういう陳情が採択されたのですけれども、そのてんまつについてはどういうふうになっておりますか。

教育部川田次長

平成17年第4回定例会で、そういった陳情が出されて、総務常任委員会で採択されたということで、教育委員会はかかわりがあって、話をした経緯がございます。ただ、今委員がおっしゃったように、これは全庁的にかかわる部分でございます。教育委員会だけが、そういった検討委員会を設置するという話ではなくて、要するにそういった子供が生まれてすぐ幼稚園なり保育所なり、それから学校へ上がって、それから就業という形になるわけですから、そういう長いスパンの中でどうしたらいいのかという話だと思います。

それで、福祉部の方でそういった庁内の課長レベルで検討会議を考えるように一回立ち上げたことがございまし

て、この件につきましては我々も協力は当然いたしますけれども、福祉部が主体的になって動いていくというふうには私どもは押さえております。

佐々木委員

福祉部の方と接点を持っているということですが、先ほども特別支援の関係で言われまして、この平成 19 年第 1 回定例会のときに 100 万円かけて体制づくりをしましたけれども、その現状について。

(教育) 学校教育課長

当初予算に計上されています特別支援教育業務経費の 100 万円だと思いますけれども、この経費の内訳につきましては、子供支援部会の委員謝礼など報償費で約 83 万円、それと啓発用チラシの印刷経費など需用費で約 17 万円という内訳になっています。チラシ等の印刷については既に終わりました、配布しております。子供支援部会等などの委員会については、もう設置済みとなっております。

佐々木委員

そういう事業ということと、先ほど言いましたように、地方交付税の中に特別支援教育の充実を図るための予算づけがされているということもわかりましたので、その内容について、充実した内容に使われるようによろしくお願ひしたいと思います。

学校給食の実施状況について

今回、予算特別委員会で学校給食の問題でやりとりをしておりますが、今の学校給食の実施状況について、平成 17 年度のデータを基に平成 18 年度をまとめてあれば、その報告を願います。

(教育) 学校給食課長

学校給食の実施状況ということですが、事務執行状況については、今後取りまとめをするというふうになっておりますので、別の経年的な資料で平成 17 年度、18 年度を調べてみますと、供給食数につきましては 2 調理場、それから単独校が 6 校ございますけれども、平成 17 年 5 月につきましては、総体 1 万 624 食を供給しています。平成 18 年 5 月につきましては総体 1 万 329 食という実施状況でございます。

佐々木委員

子供の数は減っていくわけですから、7 校あった単独校が 6 校になった。これは経過の中にありますけれども、結果として給食の内容等も含めて給食費の問題はどういうふうになっていきますか。

(教育) 学校給食課長

現行の給食費につきましては、平成 11 年度に改定をした以降、据置きのみで来ております。

佐々木委員

上がっていないけれども、内容等も含めて検討委員会も含めてやっているのだらうと思うのですが、このまま値上げをしないで維持していくということと、学校給食を充実させるために、市の方からのご入札といひますか、この辺のところはどうですか。

(教育) 学校給食課長

学校給食の運営自体は、学校給食費の徴収も含めまして食材の購入につきましても、学校給食運営協議会というところで小樽市の場合は行っております。そのほかの人件費とか施設の維持管理経費については、小樽市の予算で支出となっております。この学校給食運営協議会の中で三つほど専門委員会を持っておりますけれども、そちらの方の検討委員会の中でそういった給食費の水準の問題、そういったものを教育長からの諮問をもとに検討していただいております。そういった中では、それぞれの年度でそれぞれの単価と申しますか、こういった水準で給食を提供できるかといった議論をしておりますし、その時々給食の内容、そういったものをあわせて議論をいただいて、今まで据え置きということに来ております。

佐々木委員

給食調理場の民間委託化について

財政再建、行政改革の中では給食調理場の統合ということもあるという様子はわかっている。話の発端は別にしても、民間委託にしていくというところがどんと出て、それがある程度もう現実化していくように進めているのですけれども、この辺のところの手順、手続の部分について、疑問を感じるのですけれども、説明をしてください。

(教育) 学校給食課長

調理場の民間委託化の関係についての御質問であります。

若干の経過を申し上げますと、市の財政再建の一つの課題になっておりますことから、その具体化に当たりましては、小樽市の先ほどの給食の実施ということでは給食運営協議会のほかに総体的な給食のあり方を決めるということで、市の条例に基づく調理場運営委員会が設置をされております。それで、今回の関係につきましても、平成 19 年 2 月にこの調理場運営委員会を開催しておりますけれども、そういった中で私どもの考えを説明しながら、一定の御理解を得、御承認を得たという経過があったものですから、今回の質疑の中では、その経過の上に立って答弁したいと思います。

その考え方でございますけれども、今の共同調理場の職員の構成、極めて高年齢化が進行しておりまして、ここ一、二年のうちには、6割ぐらいが退職をするような状況になります。そういった中で、調理場の職員の欠員を臨時職員で補充して行くのですけれども、そういった中ではなかなか調理技術の継承とか、いろいろな人的な管理、人事管理の面とか、そういった面でやはりいろいろ難しい部分がある。それで、委託の方に優位性があるのではないかと。また、今の民間事業者の状況といいますか、例えば調理衛生面に優位性があるとか、そういうこと等も総体勘案いたして、市の方の考え方を申し上げて、運営委員会等で御理解をいただいたということでもあります。そういうことでその話を皆さんにさせていただいている状況であります。

佐々木委員

そのことを含めて、これから具体化を図っていくための話し合いでは、理解を求めていくわけでしょう。もう決定したということではないですね、そこを聞かせてください。

(教育) 学校給食課長

今お話がございましたとおり、今までのこの流れの中に立って、今実際に実施をするとしましたら、例えば市が業務を行う部分、そしてまた民間委託で業務を行う部分、そういった部分の振分け作業を主にやっております。基本的な考え方としましては、学校給食は市が実施主体でございますから、そういった責任を担保できるような委託の方法を今私どもにおいて検討しているという状況であります。

これから私どもの市の考え方だけで民間委託を決めるということではございませんので、食べていただいている側の方々、学校の関係、それから給食調理員の皆さん、PTAの皆さん、保護者の皆さん、そういった方々に私どもの考えを説明して十分御理解を得たいと、そのように考えております。

佐々木委員

スクールバスの運行について

スクールバスの運行事業といいますか、これは説明を受けているのですけれども、10月をめどにするということなのですけれども、これからの詰めていく作業も含めて内容をお知らせください。

(教育) 学校教育課長

スクールバスの運行についてであります。今回補正予算を計上させていただいたところです。議決後いわば入札に入るわけですが、その前にどういう運行内容にするか。例えば時間帯なり、経路なり、どのバス経路にするか、そういうことを詰めまして、その計画が整った段階で、それを基に入札するという形になります。ですから、今10月スタート予定をしておりますけれども、計画の作成によっては若干ずれ込む可能性も出てきます。

佐々木委員

先ほど一般競争入札の話が出ましたけれども、今のスクールバスの関係の部分について、一般競争入札になるのですか。

教育部川田次長

このスクールバスというのは、毎日安定的にやはり運行をさせなければならない、そういった部分が当然出てきます。ですから、やはりバスの運行に実績のある業者というふうに、まずこれは考えてございますけれども、一般競争入札になじむかどうかということも含めて、検討しなければならないと思います。ただ、そういった安全に安定的に運行できる業者ということになれば指名になるのかなという、今そういう感触を持ってございまして、いずれにしてもこれから今後何回か、今言った運行経路とか、そういったものも全部含めて検討していかなければならないと思っています。

佐々木委員

そういう面言えば、まだまだ詰めなければならない、条件整備しなければならない部分があるというふうに私は思うのです。例えば桃内地区の場合は職員で行ったり来たりしてきたわけですから、今度は民間委託にするというわけですから、相当内容等も詰めて、そして計画していかなければならないのではないかというふうに考えるのです。そういうことで、先ほど教育長ではないけれども、おのおの慎重にやはりやっていただきたいと思いますので、十分時間をかけて詰めていただきたいと思います。

義務教育の国庫負担と教育予算拡大について

最後、先ほどからずっと言いましたけれども、いろいろな採択をしていくけれども、日本の場合は教育予算が特に非常に少ないということでもありますので、来年度の教育予算を国家予算に向けて編成する時期ですけれども、何としても義務教育の国庫負担堅持の問題と、それから教育予算の拡充に向けて、やはり声を上げていかなければならないということで、意見書も今上げようとしております。教育長、その辺のところ、義務教育国庫負担と教育予算拡大についての受止めについて。

教育長

今おっしゃった中身につきましては、小樽市からのみならず、私も全国市町村教育委員会連合会といいまして全国的な組織もあります。特に定数のかかわりとか、義務教育の無償化に向けての努力とか、さらに地方交付税のかかわりとか、また別の組織があり、やはりどこの都市も同じような状況にございます。それをほかの状況も見ながら、何とか助けてもらえるように、そういう方向で運動してまいりたいと考えております。

佐々木委員

わかりました。

(財政) 財政課長

先ほどの佐々木委員の質問の一般会計の交付税の割合なのですけれども、手元に資料がありましたので、今答弁してよろしいですか。

一般会計の交付税の割合は平成16年度が23.5パーセント、平成17年度が25.3パーセント、平成18年度決算見込みなのですが、25パーセントを超える程度、前年の25.3パーセント程度になろうかと思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、鈴木委員に移します。

鈴木委員

北海道新幹線について

私は、北海道新幹線につきましてお伺いします。

ちまたで、北海道新幹線も、もうそろそろ何となく手がついてきた。新幹線・高速道路推進室もできましたし、そういった意味ではかなり具体化されてきています。我々の中で新幹線がある、ないの話をしますと、あった方がいいという結論に達するのです。これはないよりあった方がいい。ところが、やはりお金がかかる、そういう話が全然見えてこないのです。

まず総予算を資料で見ますと、1兆5,470億円とか1兆5,800億円、1兆800億円、いろいろ出ていますので、まずこの建設経費として、どれが正しいととらえているのかをお聞きします。

(総務)新幹線・高速道路推進室中野主幹

北海道新幹線の建設費用の総予算のことについてでございますけれども、新青森駅から札幌駅まで全区間の部分で、平成15年度当時の運輸省が試算した額が1兆5,800億円です。これが新青森から札幌までの部分でございます。このうち新青森から新函館まで現在着工している部分が5,000億円でございます。ですから、1兆5,800億円から5,000億円引きますと、新函館から札幌までの額が1兆800億円という形になっております。

それと、新青森から新函館までの5,000億円が着工後、道の期成会のパンフレットなどで少し修正されておまして、減額されておまして、それが4,670億円というふうに、5,000億円から330億円ほど減った額というのが予算額ということで公表されているのです。それで、それを生かしますと総額は1兆5,800億円より330億円、その着工部分で減ったという形で1兆5,470億円という数字も出てまいります。

鈴木委員

今の1兆5,470億円ということでございまして、まずここまでききますと、途方もない数字なのであまりぴんと来ないのですけれども、だんだん下がっていきます。では、道、市町村負担のスキームにつきましてお知らせください。

(総務)新幹線・高速道路推進室中野主幹

市町村負担のスキームについてでございますけれども、新幹線の線路、それから駅舎などの建設費用の負担スキームというものは、全国新幹線鉄道整備法とその施行令で定められておまして、国が3分の2、都道府県が3分の1とされております。さらに、都道府県につきましては、新幹線の建設により利益を受ける者ということで、駅が設置される市町村に対しまして、その地方負担分、道の負担分3分の1の一部を負担させることができるというふうに定められております。市町村の負担割合につきましては、これまでの他県等の例によりまして大体10分の1というふうになっております。

それから、この市町村負担につきましては、起債の充当率が90パーセントになっておまして、起債の償還額の2分の1が後ほど交付税で措置されるというふうなスキームになっております。

鈴木委員

そうしますと、実際問題、小樽市は総予算が決まっていないうし、駅がどのぐらいの規模かというのは決まっていないうし、わかりませんが、少なくともこのぐらいかかるので、例えば経済効果も含めると、何年後にはこういうふうな形で全部戻ってくると、それから交付税もこうなっているから、小樽市のためにいいということを主張できる根拠としての幾らかかるかということをお尋ねしたい。

(総務)新幹線・高速道路推進室中野主幹

小樽市の負担額についての御質問でございますけれども、これは昨年来、本会議におきましても同様の御質問を何度かいただいております。同じようなことで答弁させていただいているところなのですけれども、新小樽駅の規模とか、施設の内容というものは、これから整理されていく課題ということで押さえております。まだ国の工事の認可がおりていない現時点では、事業主体であります鉄道・運輸機構から、新小樽駅に要する事業費というものが全く示されておりません。そういった中で小樽市の財政負担については、大まかな形でもまだ試算するには至っていない状況でございます。

ただ、本年度から未着工区間の事前調査という形で、新幹線の事業主体の鉄道・運輸機構によりまして、新小樽駅におきましても駅部の事前調査というのが実施されます。それを受けまして、今度は駅部調査というふうに事前調査の段階がだんだん進んでまいります。これらの事前調査がある程度めどが立った時点になりましたら、具体的な駅とか、附帯施設の整備の概要も整理されていくのではないかと考えておりますので、その段階までいきますと、ある程度の試算もできるようになっていくのではないかと考えております。

鈴木委員

今お話にありましたとおり、そうでないと見えてこない。ただ、今度これをやることになっていきますね。というのは、この新幹線の駅といいますか新幹線整備を、今さら小樽市が例えばお金が足りないとか出せないからやめるという話にはならないわけでしょう、たぶん。そういった中で負担が道から来る。今おっしゃったように5億円か10億円か20億円か、そういうこともわからない中で進めているわけですけども、小樽市でもつくれるというか、負担できるというか、耐え得る金額であるという解釈でいいのですか。

(総務)新幹線・高速道路推進室中野主幹

先ほどの負担スキームにつきまして、もうちょっと詳しく説明をさせていただきますと、市の負担というのは道の負担3分の1の部分の10分の1、すべての区間の10分の1というわけではございませんので、駅舎とその周辺部分の用途地域部分。ですから、トンネル、小樽市ですと天神の地区に駅舎ができるわけなのですけれども、それと高架部分の地上に出ている部分だけなのです。その部分につきまして、その事業費の道が負担する3分の1の恐らく10分の1の負担が市ということになるのではないかと考えております。それを約10数年間の工事期間に、毎年度少しずつ負担していくという形になっていきますので、また、他県等におきましても、村単位でも負担しているところもございますので、その辺についての負担は可能であろうというふうに考えております。

それから、各年度の負担額につきましては、決まりましたら道からの事前協議というのがございまして、市町村の意見を聞いた上で、道議会の議決を経て定めることとされておりますので、その都度、負担額が示された場合につきましては、お知らせしていきたいというふうに考えております。

鈴木委員

今のお答えで具体的に幾らというふうには出ませんが、負担に耐え得るといいますが、そうでもないというニュアンスが伝わってまいりました。ただ、こういった形の事業をやる場合、本当に本家本元がわからないという中で大変だと思いますけれども、もちろんシミュレーションといいますが、例えば東北新幹線の似たようなところとか、当然そういった形で、こちらには出せないけれども考えていると解釈してよろしいですか。

(総務)新幹線・高速道路推進室長

今お話がありましたように、基本的には他都市の事例というか、そういうものを一つずつ検証していく方が、駅舎の部分は何十億円かかったとかという数字は出せると思います。ただ、今、中野主幹が説明しましたように、駅部調査というのは今後実際に行っていくので、そういった中で本格着工前に周辺の地形とか地質を調査して、駅の位置を決めて、それから駅の構造を決めてというように、あくまでも建設工事の効率化、それから費用の削減というものを鉄道・運輸機構の方でこれから整理して、発表されていくこととなりますので、あくまでも今話しましたように、ある程度そういった中で負担が可能だというようなことで、この事業を進めていきたい、促進につなげていきたいという気持ちで進めていきたいというふうに考えております。

鈴木委員

そうしますと、支援者というか市民の方々にも、また新幹線に来ていただきたいという話もしてまいりますので、よろしく願います。

駅周辺の基盤整備について

今かかるお金のほかに、駅周辺の基盤整備といいますが、要するにインフラですけども、そういったものにつ

いてはどういうお考えですか。

(総務)新幹線・高速道路推進室中野主幹

新駅周辺の基盤整備についての事業費の御質問でございますけれども、昨年の12月に策定いたしました新小樽(仮称)駅周辺整備構想の中で、周辺整備といたしまして、駅前広場とか駐車場などにつきましては、あくまでも構想という形で示しているところなのですけれども、それにつきましては実際の金額を試算してはおりません。その理由といたしまして、これらにつきましては今後多くの皆様の御意見を伺いながら、小樽市に合った形で、必要最低限の整備をしていかなければならないものを整理するというような作業が必要であるというふうに考えております。

また、それぞれの整備につきましては、その事業主体がどこになるかという部分の調整も図っていかなければならないというふうに考えておりますので、現時点では整備の事業主体、それからこちらの方の規模、そういったものが決まっておりますので、事業費につきましては示すことができないような状況でございます。

ただ、今後さらに具体的な整備構想、これは基本的には市が事業主体となっていく部分のものでありますので、それを進めていく段階で、ある程度施設の状況につきまして整理をつけていく必要があると思います。その整理がついた段階では、非常に大まかなものになるかもしれませんが、事業費の額についても考えてまいりたいというふうに思っておりますので御理解いただきたいと思います。

鈴木委員

今のインフラでございますけれども、マイカルのときにやはりかなり問題になりまして、JRにしましても公共ではありますけれども、なかなか利用する方、そうでない方、いろいろな御意見が出てくる中で、こういった形でのぐらしかけるか。つぶれることはなさそうなので、そういう面では、かけてもかなり大丈夫かなという思いはいたします。

新幹線の停車車両について

東北新幹線のはやて、やまびこという列車があるわけです。新幹線に乗ればわかると思うのですけれども、ひかりとこだまというとらえ方をしていますけれども、小樽市は札幌市と30数キロということで、新幹線で約7分とか5分とか言われております。ひかりというのが速達電車といいまして、東京に一発で行く新幹線ですね。やまびこというのは、各駅停車になって途中で切ってしまうような新幹線なのです。やはりはやてといいますが、そちらの方で小樽市にとめていただくような方策といいますが、そういう話はできているのですか。

(総務)新幹線・高速道路推進室中野主幹

速達タイプと準速達タイプの停車の関係でございますけれども、この問題につきましては、実際の開業に向けまして、具体的な運行計画がJR北海道によってつくられていくものというふうに考えております。市といたしましても、鈴木委員がおっしゃるとおり、速達の電車がとまるという方が非常に利便性が向上するわけでございますし、そういったこともありまして、停車本数とか、停車車両の種別につきまして皆さんの御意見も伺いながら、さらに新小樽駅の利便性が向上するような形で要望してまいりたいというふうに考えております。まだ今はその議論はしている段階ではございませんけれども、今後そういう形で対応してまいりたいというふうに考えております。

鈴木委員

今お答えをいただきまして、まだきちんとしていないということですが、決まってからやはりとまらなかつた、利便性が大変悪くなった、札幌市へ行かなければ東京へ行くのが不便というような新幹線ではやはりちょっと困るというふうに思いますので、ぜひその点をしっかり要求していただきたいというふうに思います。

それから、余談ですが、この新幹線を誘致することにおいて固定資産税の増収が見込まれるという項目が目についたのですけれども、この固定資産税というのは、どの部分になるのですか。

(総務)新幹線・高速道路推進室中野主幹

新幹線の建設によりまして市の収入として入る固定資産税の部分、トンネルから外に出ている部分の路線の部分というふうに考えておりますけれども、まだこれにつきましては試算してはおりません。

鈴木委員

消防団の規模組織について

まず、消防団の規模、組織並びに人数、それからお支払いしているものがあれば、その内容を教えてください。

(消防)主幹

消防団の規模組織ということですが、消防団は小樽市に1団18分団ございます。人数は6月の時点で479名おります。

今の御質問の中で支払っているものということでしたけれども、報酬というような意味でよろしいですか。

鈴木委員

報酬ということになっているなら報酬として。

(消防)主幹

消防団の報酬につきましては、消防団条例で定められております。報酬の種類といたしましては、年報酬、それから出勤報酬、訓練報酬、警戒報酬、機械係報酬等ございまして、それぞれ区分に応じて支給されております。

鈴木委員

今、消防団のことをお聞きしたのは、まず小樽市は消防署員がかなり横に広いということで、他地区よりかなり多い状態であるというふうには聞いております。それも仕方ないのかと。それを補てんする意味で消防団という形で置かれているということよろしいですか。

(消防)主幹

消防団の業務といたしましては、当然消防本部、消防署と同じような火災、災害の対応ということで、消防本部と一緒に活動をしております。また、さらに今は国民保護計画などもできておまして、今までになかった住民の避難誘導といったものも消防団の重要な役割となっておりますので、ますます消防団の重要性というものは出てきております。

鈴木委員

知り合いに消防団員がおりまして、消防団はやはり高齢化しております。消防団そのものがお年寄りになって訓練もなかなか大変という中で、今後どのようにそのまま継続していけるという考えですか。

(消防)主幹

確かに全国的にそうなのですが、小樽市の消防団も高齢化してきております。なかなか若い方の任用ができていないというのが現実なのでございますけれども、消防団の増員に向けましては常にいろいろと考えてございまして、方策をとっているところでございます。

今までといたしましては、消防団は非常に地域の町会とか、地域とのつながりが強いものですから、そういった中で増員ということ、町会の中で、あるいは知り合いの中で、そういう人間のつながりの中でやっていたわけなのですけれども、実際に昨年あたりでは会社とか企業の方に出向いてまいりまして、会社単位で、あるいは企業単位で入っていただいたり、あるいは学生という考え方も出てきております。そういう中で実際去年何人か入ってきていただいたということがございますので、これからさらに任用方法といったものを考えていきたいというふうにご考えておりますし、それから確かに高齢化してきておりますけれども、お年寄りの方でもまだまだやれるぞという方もいますので、そういった任用年齢の検討なんかもしていきたいと、このように考えております。

鈴木委員

総合博物館について

7月14日に、先ほどおっしゃった小樽市総合博物館というのができますが、まず新博物館の目的といいますか、なぜつくったかということをお聞かせください。

(教育)新博物館開設準備室旭主幹

総合博物館の設立の目的についてであります。北海道鉄道発祥の地にふさわしい施設として、交通資料に歴史と科学的要素を融合させた新たな博物館ということでもあります。これにより、子供からお年寄りまで多くの市民の皆様に幅広いジャンルの学習の場を提供し、生涯学習活動の拠点となることを目指しています。

鈴木委員

今、なぜその目的をお聞きしたかといいますと、普通の方はこの総合博物館をある意味、観光施設としてとらえている部分があります。交通記念館から変わりまして博物館にはなりませんが、多分集客をして、例えば小樽の観光施設の一つになるのではないかというようなニュアンスで考えている方が多いです。ただ、今の説明の中では、そういう意味ではなくて社会研究機関、その部分がかなり高いと思います。説明してください。

(教育)新博物館開設準備室旭主幹

新博物館の今後の方針ということでは、5項目につきまして、広報、ホームページなどでお知らせをしているところであります。1番目としまして教育の場としての博物館、2番目としまして調査・研究の場としての博物館、3番目としまして社会教育施設の核としての博物館、4番目に観光的活用のできる博物館、そして5番目に周辺施設との連携と、こういったことで4番目の部分に出てまいります。そういう意味で観光施設としての意識というのもゼロということではありませんが、どちらかという副次的な部分でそういった観光的な部分も担っていけると、そのように思っております。

鈴木委員

今おっしゃったように採算ということになりますと、どうしてもたくさん来ていただかなければ、これまたできない。そして、その採算性のある程度置いておけるのなら、もっと学校と密接につながりまして、学校教育の一部として取り込んでいくという、そういった形だから採算をそんなに考えなくてもやれる、やはりどちらかに徹するしかないと思うのですが、社会教育の中で学校教育と社会教育のジョイントというところをやっている部分だけ、説明してください。

(教育)新博物館開設準備室石川主幹

今の御質問について説明させていただきます。

博物館、科学館とも、ここ10年ほど学校との連携については積極的に取り組んできております。小学校の郷土学習の施設見学では多くの学校に来ていただいておりますし、さらに小学校高学年、中学校などでは、総合的な学習の時間にクラス単位、グループ単位で博物館を訪れていただいて、学芸員にいろいろな質問をしていただいていると思っております。さらに学芸員が学校に出向いての出前授業というものも実施しております。それから、直接生徒にというわけではないのですが、教員の理科部会とか社会科部会の研修会をお招きしまして、博物館の施設を見ていただきまして、授業にどうやって有効に使っていただくかということをお考えいただく場を提供させていただいております。

具体的に一例だけ申し上げますと、今の博物館と豊倉小学校は、平成13年から総合的な学習の時間で、豊倉小学校の周りの昆虫調査を共同で行っております。子供たちがつかまえて分類する。それに学芸員が出向いて調査や指導を行う。それから、子供たちのやった調査成果を博物館の展示として行い、その展示の内容の説明も学芸員ではなくて子供たちが行うというような、まさに調査から始まって市民への公開のところまでずっと一緒にやるということをやっております。こういった学校との連携というのは、新しい博物館がオープンしましても積極的に推し進めていきたいと考えております。

委員長

鈴木委員の質疑を終結いたします。

以上を持って質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時44分

再開 午後 6 時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第13号、第15号は否決、議案第22号は可決、陳情第3号ないし第4号は採択の討論をします。

総務部長がいみじくもお答えいただきましたが、この間職員の削減は、大きくは小樽市の財政問題に端を発しています。市民の生命や安全、財産を守る公共的な仕事は、その継続性を見据えて、十分な職員体制で市民サービスの向上に努めるべきが本筋ではないでしょうか。民間業務の委託など、職員を削減した定数条例を認めることはできません。

市税条例の改正です。今回の改正ではバリアフリー改修促進税制など家庭支援策が盛り込まれています。その点は評価するものですが、株式投資への優遇措置が1年延長になるなど、富める者への大減税策温存がベースとなっています。庶民に大増税です。その一方で金持ち層への大減税策温存は認めがたいものです。

議案第22号については、非核三原則完全実施の保障となるものです。御賛同いただきますよう呼びかけます。

陳情は新プール建設方についてです。既に第3ビルの室内水泳プールは廃止となり、高島小学校の温水プールを使用している旨報告がありましたが、現実には交通の事情などでプールの利用をやめざるを得ない市民の皆さんがいらっしゃいます。健康維持や病後リハビリに影響も出しますので、新総合計画を待たずに新プールの建設を望む声に対応すべきと考えます。詳しくは本会議に譲りますが、陳情については採択を主張して、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第22号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、議案第13号及び第15号並びに陳情第3号及び第4号について、採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。
議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。